

多文化共生の推進に関する研究会（第3回）

議事次第

日時：令和2年1月31日（金）

10:00～12:00

場所：中央合同庁舎2号館3階
消防庁第一会議室

議事

- 1 コミュニケーション支援（ICT技術の活用等）について
- 2 令和2年度の地方財政措置について
- 3 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告（速報）

（配付資料）

- 資料 1 第3回研究会資料
- 資料 1-2 多文化共生事例集 ～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～（抜粋）
- 資料 2 多言語翻訳技術に関する取組について
（総務省国際戦略局技術政策課研究推進室発表資料）
- 資料 3 自治体向け多言語音声翻訳システムの社会実装に向けた取り組み
（凸版印刷株式会社発表資料）
- 資料 4 外国人患者対応の取組と今後について
（株式会社ブリックス発表資料）
- 資料 5 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告（速報）
（株式会社NTTデータ経営研究所報告資料）



第3回研究会資料

令和2年1月31日
自治行政局国際室

【目次】

「地域における多文化共生推進プラン」におけるコミュニケーション支援	2
総合的対応策(改訂)における多言語翻訳に関する施策	3
ICT活用に係る自治体の事例(多文化共生地域会議での資料より)	5
・令和元年6月28日岐阜県多文化共生地域会議 豊橋市発表資料		
・令和元年8月8日神奈川県多文化共生地域会議 綾瀬市発表資料		
地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置(令和2年度)	18

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保すること。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置すること。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。

エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用すること。

総合的対応策（改訂）における多言語翻訳に関する施策

○窓口分野

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」(R元12.20関係閣僚会議決定) 抜粋

- 地域の実情に応じた対応が可能になるよう新たに複数の地方公共団体の広域連携による一元的相談窓口の設置・運営も外国人受入環境整備交付金の交付対象とする。また、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11か国語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により引き続き財政的に支援する。〔法務省〕
- 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、利用促進のための周知活動を実施する。
さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕
- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕
- 事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を令和元年度中に導入し、運用を開始する。〔警察庁〕

○防災分野

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」(R元12.20関係閣僚会議決定) 抜粋

- 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成（11か国語）、当該11か国語多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化（11か国語）を進めたところであり、これらについて、さらに対応言語を14か国語に拡大するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕

総合的対応策（改訂）における多言語翻訳に関する施策

○医療分野

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（R元12.20関係閣僚会議決定） 抜粋

- 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕
- 外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕

○教育分野

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（R元12.20関係閣僚会議決定） 抜粋

- 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（14か国語）を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕
- 各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕

○就労分野

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（R元12.20関係閣僚会議決定） 抜粋

- 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。〔文部科学省〕
- 外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野（14分野）等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、（中略）視聴覚教材については、現在、日本語を含む11言語で作成しているところ、対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。〔厚生労働省〕

多言語音声翻訳システム「VoiceTra」導入経緯

H28年 タブレット端末の利活用のため、各課にタブレット端末導入のニーズ調査アンケートを実施



翻訳で利活用したいとの回答があり、対象アプリを情報企画課で調査・検討

＜重視した機能＞

- ・ポルトガル語対応可能であること
- ・再翻訳機能があること
- ・セキュリティ対策がされていること

H29年 上記条件を満たすものとして、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)のVoiceTraを選定。8月中旬より、試用運転開始

＜VoiceTra実装タブレット導入課＞

- ・こども保健課
- ・こども発達センター
- ・健康政策課
- ・市民課(令和元年5月～)



VoiceTra活用事例1

保健所・保健センター／ほいっぷ



「ほいっぷ」は、保健の「ほ」、医療の「い」、福祉の「ふ」の頭文字を用い、各施設が混ざり合い連携するところをイメージした、公募によるゾーンの愛称。このゾーンには三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の施設も整備されている。

また、子どもの成長を支援する療育システムの拠点として、相談、医療、通園サービスを提供する「こども発達センター」も同じ敷地内に併設。



①こども保健課

導入数：2台

外国人来訪件数：10～15件/月

<活用場面>

総合相談窓口で使用。同課にはポルトガル語通訳が2名おり、基本的には通訳が対応するが、通訳がない時や通訳が対応できない言語の際に活用。

また、保健師の家庭訪問時にも活用こともある。（通訳が同行できない時）

②こども発達センター

導入数：2台

外国人来訪件数：10～15件/月

<活用場面>

相談窓口、診療の際に使用。高度な診療が必要な場合や事前に来訪がわかっている場合は「あいち医療通訳システム」を活用。

③健康政策課

<外国人来訪件数>

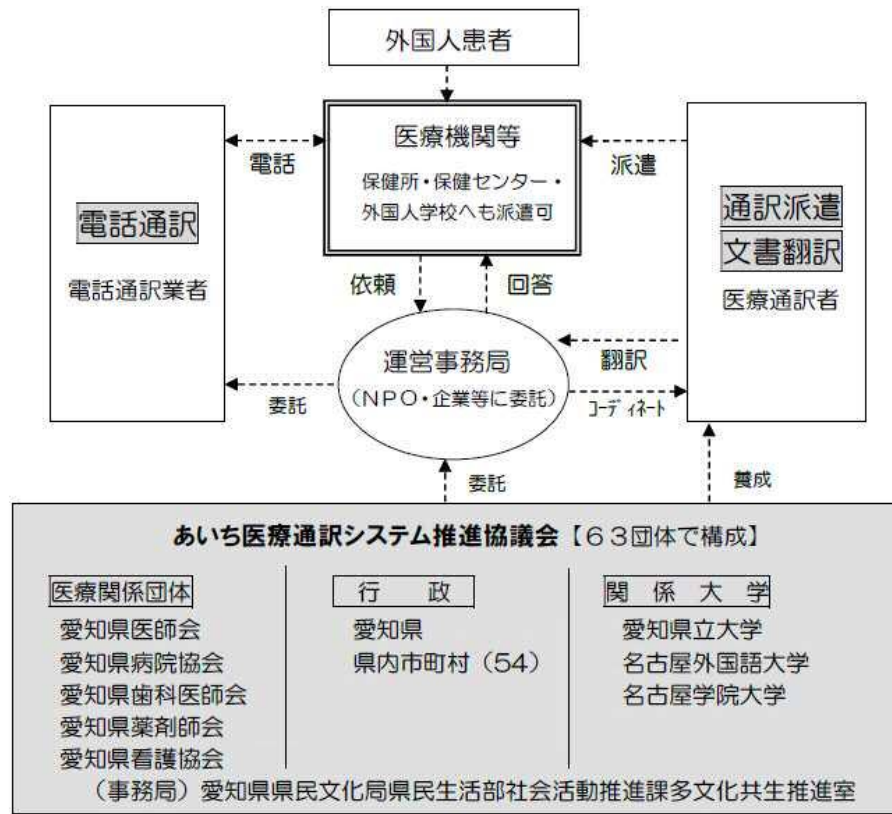
導入数：1台

10件程度/月

<活用場面>

予防接種や結核検査の訪問などで補助的に使用する。基本的には「あいち医療通訳システム」を活用した際のバックアップ的な役割。

あいち医療通訳システムとは



＜対応言語＞
 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、
 フィリピン語、ベトナム語、タイ語、
 インドネシア語、ネパール語、マレー語、
 アラビア語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、
 モンゴル語の14言語

＜利用料金＞
 原則的に、病院と患者で折半

通訳派遣: 3,000円～5,000円/2時間

電話通訳: 月額制料金(1,000円～10,000円、
 利用時間による)

文書翻訳: A4・1枚あたり3,000円

- ・医療機関からの要請により、基礎的な医療知識や翻訳技術を身に着けた通訳者を派遣。(患者が呼ぶことはできない)
 - ・電話通訳、通訳派遣、文書翻訳に対応。
 - ・愛知県が事務局となり(NPO、企業等に委託)、県内市町村が負担金を出し運営。
- 通訳料金: 3,000円～5,000円/2時間 電話通訳: 月額制料金(1,000円～10,000円、利用時間による)

VoiceTra活用事例2

市民課窓口

導入数： 1台

外国人来訪件数： 500～600件/月

＜活用場面＞

窓口での戸籍手続き等に使用。市民課では、基本的には通訳か、多文化共生・国際課が設置している「フロアアシスタント」が対応するが、通訳不在時などに活用。



VoiceTra導入の効果

<利点>

- ・通訳がいなくても、緊急対応的な対応は可能
- ・ある程度の行政用語には対応している
- ・新人通訳者の通訳対応のトレーニングに活用できる

<難点>

- ・騒々しい環境の中だと、音声を誤認することがある
- ・医療用語など、特殊な専門用語、難解な行政用語にはまだ対応できない
- ・簡単な用語であっても、あいまいな会話では翻訳できないことがある



一文を短くする、主語、述語をあいまいにしない、簡易な用語に言い換えるなど、やさしい日本語を活用することで、ある程度翻訳精度は上げられる。

第5章 課題解決に向けた取り組み

(1) ICT技術を活用した「言葉の壁」の解消

◆音声翻訳システム

自治体向けシステム(凸版印刷)
VoiceTra (NICT)

【長所】

- ① ネット接続環境があれば、いつでも、どこでも利用可能
- ② 希少言語もある程度カバー
- ③ ランニングコストが低い
(定額制)

【短所】

- ① 現状では言語によっては翻訳精度に課題がある

◆3者通話システム

コールセンター等の通訳者が対応(導入市に聞き取り)

【長所】

- ① 細かな表現も伝わる
- ② 画面を通して書類記載等の説明も可能

【短所】

- ① ランニングコストが高い
(従量制)
- ② 運用時間等に制約がある
- ③ 希少言語への対応が不十分

(2) 音声翻訳システムの導入効果と評価

◆導入効果

- ① 担当部署にスムーズに案内できるようになった！
- ② 何も解決できずに帰庁されることがなくなった！
- ③ 職員の外国人に対する不安が減った！
- ④ 外国人の窓口対応に要する時間が減った！



◆評価（実証利用で感じたこと）

【良かった点】

- ①翻訳結果が日本語で再翻訳表示され、
正しく翻訳できているか確認できるため、
安心して使用できる
- ②行政と学校関係の専門用語にある程度対応している
- ③ケースにもよるが、申請要件や必要書類などが
伝わりやすくなり、書類不備等が減少した
- ④第3者が媒介しないため、相談者の心理的な壁が低い

【課題に感じた点】

① 使い方にコツがある

機械が翻訳しやすい会話を意識する必要がある

- ・主語を省略しない
- ・いわゆる「やさしい日本語」を使う

② “なまり”に対応できない

日本語、外国語に関わらず、方言(なまり)があると正しく翻訳できない ⇒ テキスト入力で解決可能

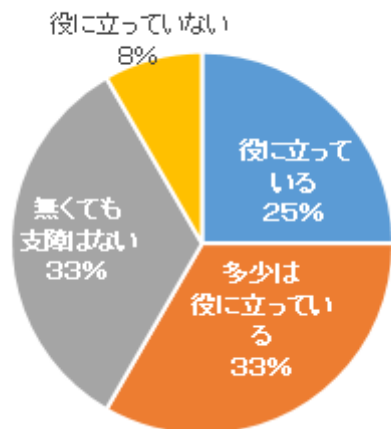
③ 使用する職員の固定化

数回の使用で納得できる翻訳結果が得られずに、
利用をやめてしまう職員⇒「使えない」という思い込み

◆利用部署のアンケート調査結果

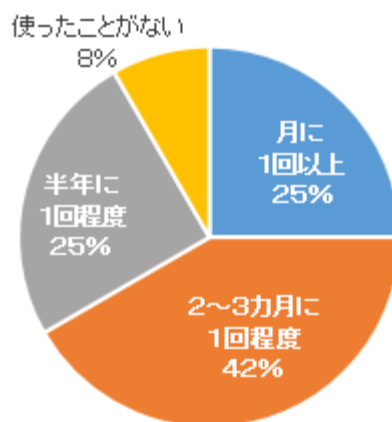
調査実施日：2018.7.17

窓口業務に役立っていますか



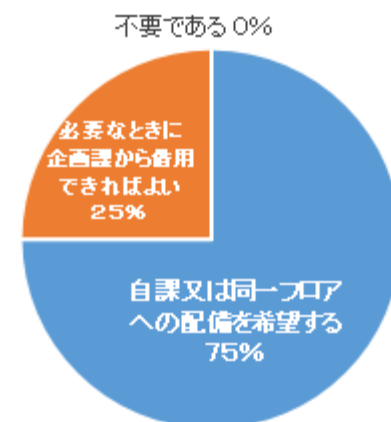
約6割の部署がアプリを評価

使用頻度はどのくらいですか



使用頻度はあまり高くない

今後も本アプリの利用を希望しますか



全部署が継続利用を希望

※調査対象はフロアごとに端末を供用運用している次の12部署(端末台数7台)
総合案内、市民課、子育て支援課、保険年金課、健康づくり推進課、課税課、
収納課、福祉総務課、障がい福祉課、高齢介護課、教育指導課、学校教育課

(3) 実証利用から実装（本格導入）へ

◆市庁舎への実装

1年4カ月の実証利用を通して、窓口対応における「音声翻訳機」の有効性を確認



本年から正式に実装へ
(製品版アプリ「VoiceBiz」)



◆学校教育現場にも拡大

学校でも外国籍児童・生徒が増加し、「言葉の壁」に直面



小・中学校でも本年から実装を開始(「VoiceBiz」)

(4) 「言葉の壁」に対する、その他の取り組み

◆ ICT技術の活用

① 市ホームページ

7言語の機械翻訳機能を実装

② デジタルブック

PDFファイルを9言語で多言語配信するシステム(広報紙等を配信)

③ ごみ分別促進アプリ(6月～)

ごみの分別方法や地域別の収集日等を多言語配信するシステム



地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置（令和2年度）

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和元年12月20日改訂(関係閣僚会議決定))が改訂され、それらも踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要がある。
- このため、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞ ※①、②は令和元年度から措置、③、④は令和2年度から新たに措置

措置項目	地財措置
① 行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
② 先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③ 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 新規 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
④ 災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 新規 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	

＜国庫補助事業分＞ ※令和元年度から措置

措置項目	地財措置
⑤ 一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】外国人受入環境整備交付金の措置概要(R2当初予算案:12億円) 対象団体:全地方公共団体 対象経費:一元的相談窓口体制の整備・運営に要する経費 交 付 額:整備費 必要経費の10/10(限度額は外国人住民数に応じて設定) 運営費 必要経費の1/2(同上)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置

(参考) 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費を措置(県分・市町村分)

多文化共生事例集

～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～

(抜粋)

多文化共生事例集作成ワーキンググループ



2017年 3月

性の異なる様々な地域の事例を反映することとなった。

(参考) 地方ごとの掲載事例数¹

北海道・東北	6 事例
関東	14 事例
東海・北陸	13 事例
近畿	13 事例
中国・四国	4 事例
九州	4 事例

加えて、自薦・他薦を問わず募集を行ったことにより、NPO法人や企業のほか、地域に密着した市民団体等も含む、多様な実施主体による取組が掲載されている。

(参考) 実施主体ごとの掲載事例数

都道府県	6 事例
市区町村	10 事例
地域国際化協会等	14 事例
企業	2 事例
NPO法人等	20 事例

2. 項目ごとの概要

本事例集では、プランの構成に基づく「(1) コミュニケーション支援」、「(2) 生活支援」、「(3) 多文化共生の地域づくり」に加えて、新しい項目として「(4) 地域活性化やグローバル化への貢献」を設けている。

(1) コミュニケーション支援

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供

プラン策定後、外国人住民基本台帳制度の導入により、外国人住

¹ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局の「三者通話による119番通報の多言語対応」を各地方ごとにカウントしているため、合計数は掲載事例数と一致しない。

民に対する基礎的行政サービスを提供する基盤が確立された。外国人住民に対する多言語対応については、プランにおいても「地域における情報の多言語化」として盛り込まれているが、外国人住民の増加や多国籍化により、多言語対応の必要性は更に増しているものと考えられる。また、外国人住民が多い地域においては、多言語で様々な情報を発信することにより、日本人住民が外国語に触れる機会を作り、多文化共生や異文化理解を促すきっかけ作りになる。

一方で、外国人住民の多国籍化により、全ての住民の母国語に対応することは困難になってきており、特に災害発生時には、多言語翻訳は時間を要してしまう可能性がある。そこで、外国人にもわかりやすく、母国語を問わず広く外国人に伝えられる「やさしい日本語」による情報発信が注目されている。

本事例集では、多言語情報の発信や伝達方法について、工夫がなされた優良事例を紹介する。

②大人の日本語学習支援

プランでは、「日本語及び日本社会に関する学習支援」として、日本語や日本社会の習慣等についての学習の必要性を示している。特に第一世代として来日したばかりの外国人は、ライフステージの変化に応じて未知の語彙や制度・社会実態に直面することが多く、日本語能力が向上したとしても、それぞれのステージで新たな対応を迫られる可能性がある。

このような中、外国人住民の地域社会への参画を促すため、従来の日本語教育から一歩前進し、地域生活に密着する「生きた日本語」の教育や、地域住民が参加して交流を深める日本語教室などの様々な工夫について紹介する。

(2) 生活支援

長期間在留する外国人が増加する中、そのライフステージは多様化し、生活環境にかかる必要な支援策はプランを策定した10年前と比べて多様化している。

(1) コミュニケーション支援

①多言語・「やさしい日本語」による情報提供

- ◇ 弘前大学人文学部社会言語学研究室
減災のための「やさしい日本語」研究 …………… 25
- ◇ NPO法人 ふじみの国際交流センター
多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口 …………… 27
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届ける
までのヒント集～」の作成…………… 29
- ◇ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局
三者通話による119番通報の多言語対応 …………… 31
- ◇ 大阪市立中央図書館
多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供） …… 33
- ◇ NPO法人 多言語センターFACIL
医療通訳システム構築事業 …………… 35

多言語翻訳技術に関する取組について

令和2年1月31日

総務省 国際戦略局 研究推進室

～多言語音声翻訳システムの社会実装～

ミッション (Mission)

世界の「言葉の壁」をなくす

ビジョン (Vision)

(1) グローバルで自由な交流の実現

様々な会話を高精度に翻訳できる多言語音声翻訳システムにより世界の「言葉の壁」をなくし、世界中の誰もが国境を越えて自由に交流する社会を我が国の技術によって実現する。

(2) 日本のプレゼンス向上

医療機関での会話の支援や多言語での災害情報の配信など、多言語音声翻訳システムを世界に先駆けて社会実装することにより、外国人が暮らしやすい国を実現し、日本の価値と魅力を高める。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックでの「おもてなし」

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、多言語音声翻訳システムにより世界から集う選手、観客等を「言葉の壁」を感じさせることなく「おもてなし」する。

行動 (Action)

関係する企業や関係省庁等と連携、協力しながら、まずは6年間のロードマップを共有して取り組む

(プロジェクト1) 病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】

産学官の連携により、大規模プロジェクトとして多様なアプリケーションを集中的に整備して社会実証を実施する。

(プロジェクト2) 多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資

旅行会話のほか、防災・減災分野、医療分野、生活分野を重点分野として翻訳精度を向上するとともに、対応言語数を拡大する。また、多人数の同時翻訳や同時通訳の実現などの更なる高度化に向けて集中して研究開発投資する。

(プロジェクト3) 2020年東京オリンピックにおける社会実装

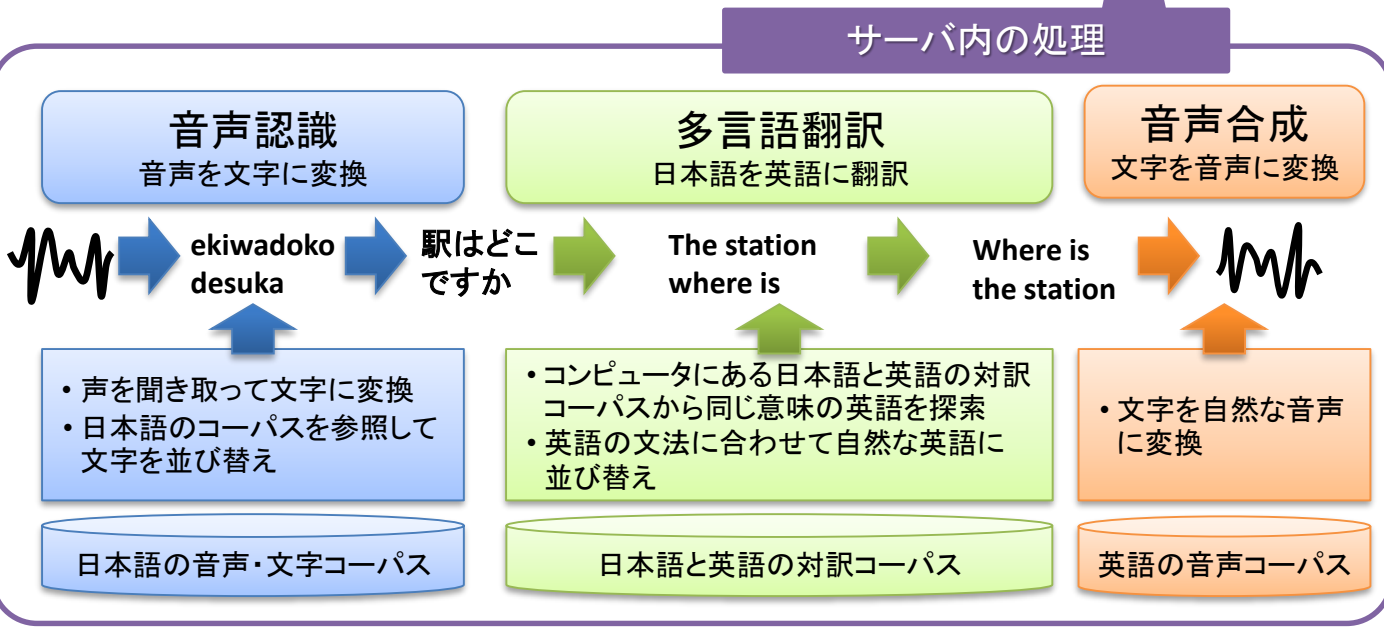
世界からの注目が集まる東京オリンピックを機会に、「言語の壁」がなくなる社会をショーケースとして世界に発信する。

多言語翻訳技術の研究開発及び社会実装の推進

- 「グローバルコミュニケーション計画」に基づく取組により、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の多言語音声翻訳技術は、AI(ディープラーニング)技術も導入し、翻訳精度を実用レベルまで向上させ、対応言語を12言語まで拡大。



NICTの対応言語(実用レベル)		
1	日本語	訪日外国人対応
2	英語	
3	中国語	
4	韓国語	
5	タイ語	
6	インドネシア語	
7	ベトナム語	
8	ミャンマー語	
9	フランス語	
10	スペイン語	
11	ブラジルポルトガル語	在留外国人対応
12	フィリピン語	



多言語翻訳にディープラーニング技術を導入するためのAI学習用計算機(GPGPU)等をNICTに整備

コーパス: 自然言語の文章を品詞など文の構造の注釈をつけて構造化したものを大規模に集積したもの

多言語音声翻訳プラットフォーム

- NICTが開発した多言語音声翻訳技術をサービス提供者がより簡便に利用できる環境を整備するため、ライセンス契約により民間企業に広く利用を開放する「多言語音声翻訳プラットフォーム」を本年4月に構築。
 - サービス提供者は、サーバの構築・運営・管理等の技術が不要となり、端末・アプリの開発に集中することができる。
- ⇒ **民間サービスの実用化・普及を促進**



技術をより使い易くする

従来、サービス毎に翻訳サーバを立ち上げる必要があったが、ネット経由で簡単に翻訳機能の提供が可能に

低コスト化の推進

翻訳クラウドサーバが共用可能となることで、運用コストを低減し、翻訳技術の低廉な活用が可能に

多言語音声翻訳機

「POCKETALK® S」

提供元：ソースネクスト(株)



スマートフォンアプリ

「どこでも翻訳」 日英・日中・日韓

提供元：(株)フィート



「はなして翻訳」

提供元：(株)NTTドコモ



「mimi® 音声翻訳 powered by NICT」

提供元：Fairy Devices(株)



多言語音声翻訳サービス

「駅コンシェル®」

提供元：(株)日立ソリューションズ・テクノロジー



「SmaLingual シリーズ 多言語音声翻訳サービス」

提供元：見果てぬ夢 (IP Dream)
スマートカルチャーゲートウェイ(株)



「多言語音声翻訳 ソフトウェア」

(電話音声翻訳ソフト)
提供元：(株)日立情報通信エンジニアリング



「Fairy I/O® Tumbler T-01」

(多言語音声翻訳サービス向け機器)
提供元：Fairy Devices(株)



「NEC 翻訳」

(音声翻訳端末/アプリ)
提供元：日本電気(株)



「対面ホンヤク」

提供元：パナソニック(株)



「VoiceBiz」

提供元：凸版印刷(株)



「医療機関向けハンズフリー 多言語音声翻訳システム」

提供元：富士通(株) ※2020年2月以降開始予定



「ili インバウンド」

提供元：(株)ログバー



「医療通訳タブレット MELON」

提供元：コニカミノルタ(株)



「KOTOBAL」 (コトバル)

提供元：コニカミノルタ(株)



音声翻訳APIサービス

「みらい翻訳プラットフォーム」

提供元：(株)みらい翻訳



「多言語音声APIサービス」

提供元：日本電気(株)



「mimi® Cloud API Service」

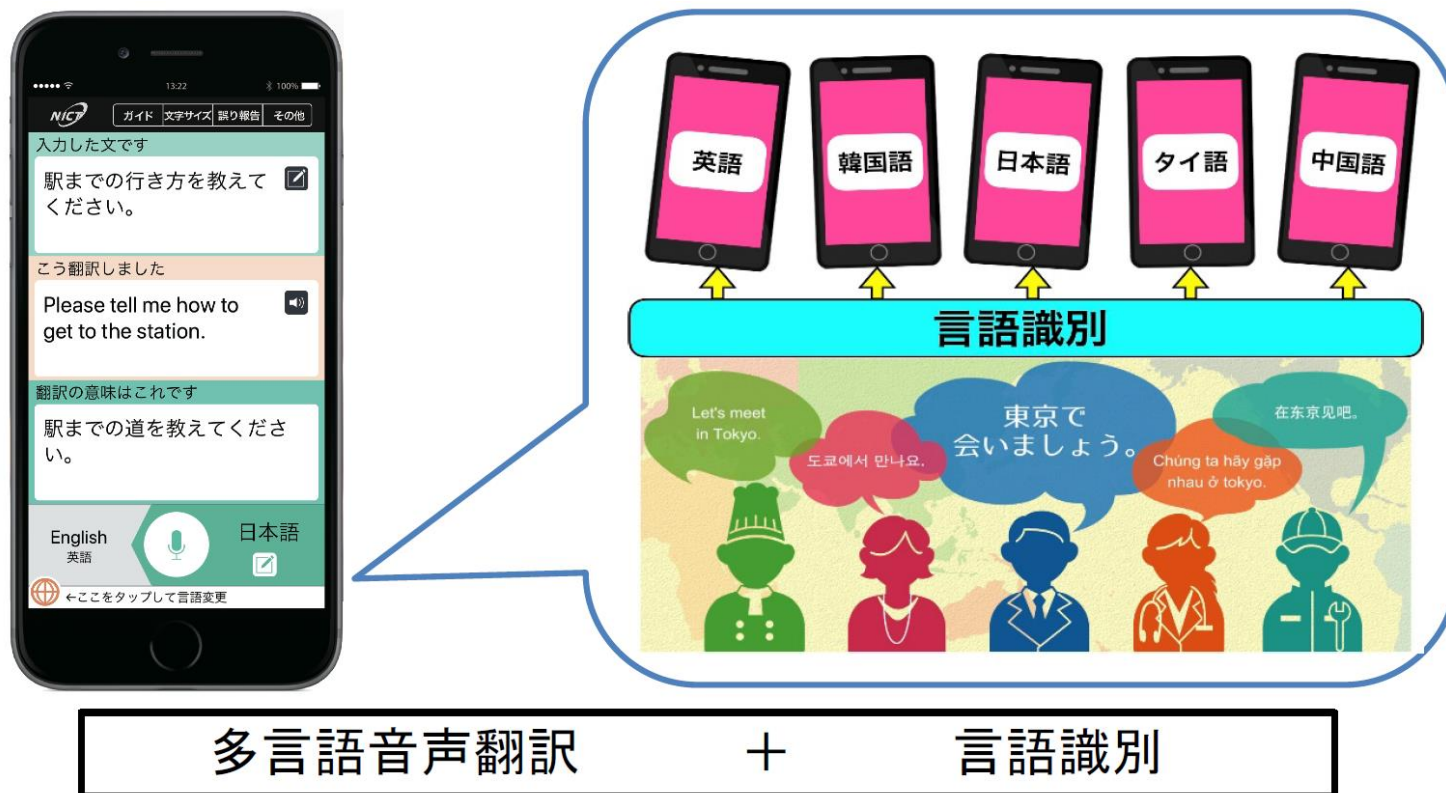
提供元：Fairy Devices(株)



相手方言語の自動識別機能の実装

- 翻訳装置では、何語で話すのかをあらかじめ設定する必要があるため、相手が話している言語が何語か分からない場合には使用が困難。
- NICTの「VoiceTra」では、入力された相手方言語が何語なのかを自動識別する機能を開発。8言語(※)に対応した同機能を2019年10月1日から実装。

(※)8言語: 日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語



今後の研究開発目標

- 訪日外国人及び在留外国人は年々増加し、外国人との交流の機会は今後ますます増える見込み。2025年には大阪・関西万博も控え、ビジネス・国際会議の場面も含め、多言語翻訳技術の更なる高度化が必要。
※訪日外国人数(年間):約3,119万人(H30)、在留外国人数:約273万人(H30.12月)
- 「統合イノベーション戦略」及び「AI戦略」では、2025年度までに「同時通訳」、「議論に利用できる翻訳技術」の実現などを目指す目標設定。
- 総務省としては、多言語翻訳技術の更なる推進のため「グローバルコミュニケーション計画」の次期計画の検討を進め、令和2年度からAIによる同時通訳等を実現するための研究開発を実施。【令和2年度予算案：14億円】

現在

短文の逐次**翻訳**

※今年度中に**12言語**を実用レベルで実現見込み

今後

文脈に応じた語彙の統一

(例:「携帯会社」「モバイルキャリア」→「携帯電話事業者」)

話者の意図の補完

(例:「奈良時代」→「8世紀」)

同時通訳

※対象言語の拡大(総合的対応策を踏まえた言語追加)も目指す



今後の研究開発目標(対応言語)

- 令和2年度以降の研究開発により、NICTの多言語翻訳技術については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に位置づけられた言語もすべてカバーした**15言語**の達成を目指す。

		総務省研究開発による対応言語
1	日本語	○
2	英語	○
3	中国語	○
4	韓国語	○
5	タイ語	○
6	インドネシア語	○
7	ベトナム語	○
8	ミャンマー語	○
9	フランス語	○
10	スペイン語	○
11	ブラジルポルトガル語	○
12	フィリピン語	○
13	ネパール語	× → ○
14	クメール語	× → ○
15	モンゴル語	× → ○

国家戦略として対応が求められている言語			
訪日外国人上位15か国	在留外国人上位10か国	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	
		11か国語	特定技能の在留資格による受入先9か国語
		○	
○	○	○	
○	○	○	○
○	○	○	
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
			○
○			
	○	○	
○	○	○	○
	○	○	○
			○
			○

参 考

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【具体的施策】

○ 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、利用促進のための周知活動を実施する。

さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕《施策番号44》

○ (前略) また、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11か国語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により引き続き財政的に支援する。(後略) 〔法務省〕《施策番号39》

○ 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号45》

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【具体的施策】

○ 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号55》

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

【具体的施策】

○ 外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。

外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号67》

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、**事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を令和元年度中に導入し、運用を開始する。**また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。加えて、**検察庁に来庁等する外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。**〔警察庁、法務省〕《施策番号69》

(4) 外国人の子供に係る対策

【具体的施策】

- 公立学校において、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、**日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。**その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。

また、中央教育審議会において、これら現状の施策を踏まえつつ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について検討を進める。〔文部科学省〕《施策番号93》

- 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、**就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。**（後略）〔文部科学省〕《施策番号99》

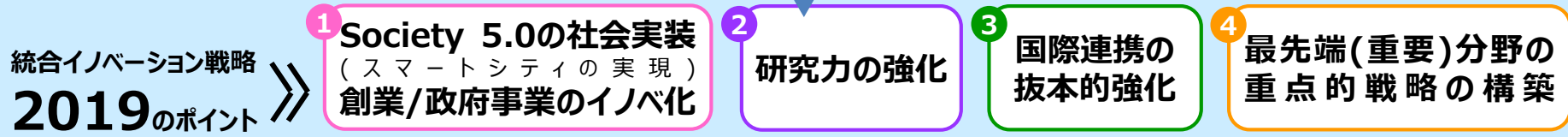
(6) 適正な労働環境等の確保

② 地域での安定した就労の支援

【具体的施策】

- 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置している**ハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。**〔厚生労働省〕《施策番号129》

- 統合戦略策定後、戦略に基づく大学改革などの取組は進展。一部の競争力ランキングにおいて順位上昇の動きも
- 一方、科学技術イノベーションを巡る国外の変化は顕著（イノベーション覇権争いの激化、異質化したデジタル化など）
- 我が国の論文の質・量については国際的地位が大幅低下、創業を通じた社会実装の力は未だ低調
- こうした状況を踏まえ、「社会実装」や「研究力基盤の強化」を中心に、統合戦略2019を策定



知の源泉 <ul style="list-style-type: none"> ● Society 5.0データ連携基盤整備の本格化/研究基盤データ整備/EBPMの促進 ● スマートシティ等のアーキテクチャー構築 			強化すべき分野での展開	
知の創造			基盤的技術分野	
イノベーション・エコシステムの創出 <ul style="list-style-type: none"> ● 研究力強化・若手研究者支援総合パッケージの策定 ● 大学・国研の共同研究機能等の外部化 ● 大学ガバナンスコードの策定、将来ビジョンの提示 ● 初等中等からリカレントまでの人材育成改革 			<ul style="list-style-type: none"> ● AI技術 <ul style="list-style-type: none"> ● 全高校生がデータサイエンス・AIのリテラシーを習得 ● AI研究開発ネットワークの構築 ● AI社会原則の国際枠組み構築 ● バイオテクノロジー <ul style="list-style-type: none"> ● 市場領域を絞ったロードマップの策定 ● データ基盤統合化/国際バイオ都市圏形成 ● 量子技術 <ul style="list-style-type: none"> ● 「量子技術イノベーション戦略」策定 	
戦略的な研究開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 破壊的イノベーションを目指したムーンショット型研究開発 ● 社会実装を目指した研究開発(SIP、PRISM) 			応用分野 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ● 「革新的環境イノベーション戦略」の策定 ● 安全・安心 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術ニーズとシーズのマッチングの仕組みの構築 ● 重要技術分野への資源の重点配分 ● 農業・宇宙・海洋 	
知の社会実装			国際ネットワークの強化	
Society 5.0の実装 (スマートシティ) <ul style="list-style-type: none"> ● 政府一体の取組と本格的実施 ● 官民連携プラットフォームの創設 			<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs達成のための科学技術イノベーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ● ロードマップ策定の国際議論を主導 ● プラットフォームの構築 ● 国際ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 国際スマートシティ連合の枠組み構築 ● 国際研究開発拠点の形成(バイオ、量子) 	
創業環境の徹底強化 <ul style="list-style-type: none"> ● エコシステム拠点都市形成(大学(起業家教育)、民間組織(アクセラレーション)等) 				
政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 政府事業イノベーション化拡大(公共事業から他分野への展開) ● 公共調達ガイドラインの普及・実践 				

○ 統合イノベーション戦略2019【令和元年6月21日 閣議決定】

第6章 特に取り組を強化すべき主要分野

(1) AI技術

② 目標達成に向けた施策・対応策

○ 上記目標を達成するため、以下を含む施策、対応策を **AI戦略に沿って実施する**。【全府省庁】

(本文p.76)

○ AI戦略2019【令和元年6月11日 統合イノベーション戦略推進会議決定】

(別表1) 中核基盤研究開発 4-3. 人間共生型AI

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
4-3. 人間共生型AI	言葉の壁を越える、翻訳・通訳ができるAI	ストレスなく実利用可能な以下の翻訳技術を段階的に実現 ・特定場面（医療、行政手続き、日常生活や旅行、ビジネス等）で利用可能（会話レベル） ・周囲の状況や文化的背景も考慮し、 話者の意図を補足しながら利用可能（議論レベル） ・ シビアな交渉場面でも利用可能（交渉レベル）	2020年度 2025年度 2030年度	【総】
	汎用多言語自動翻訳・同時通訳技術	以下の基盤技術開発と音声認識・合成を組合せ、 高精度と遅延の最小化を両立する実用レベルの同時通訳の実現 ・対訳が無い又は少ない条件下でも少ない性能劣化で、対話、SNS、論文、新聞などあらゆる分野で日本語のみで受発信可能な汎用多言語多分野自動翻訳 ・一文を超えた情報の取り込みにより、実用可能な反応速度内で高精度化を達成する技術	2025年度	【総】

自治体向け多言語音声翻訳システムの 社会実装に向けた取り組み

多文化共生と行政サービス支援

2020年1月31日

凸版印刷株式会社

背景 多文化共生への重要性が高まる**在留・就労外国人の増加**

2018年の就労外国人数は約146万人で前年比14.2%増となり過去最高

就労者数が多い上位3か国

1) 中国	389,117人	構成比26.6%	(+4.5%)
2) ベトナム	316,840人	構成比21.7%	(+31.9%)
3) フィリピン	164,006人	構成比11.2%	(+11.7%)

増加率が高い上位3か国

1) ベトナム	316,840人	前年比31.9%
2) インドネシア	41,586人	前年比21.7%
3) ネパール	81,561人	前年比18.0%

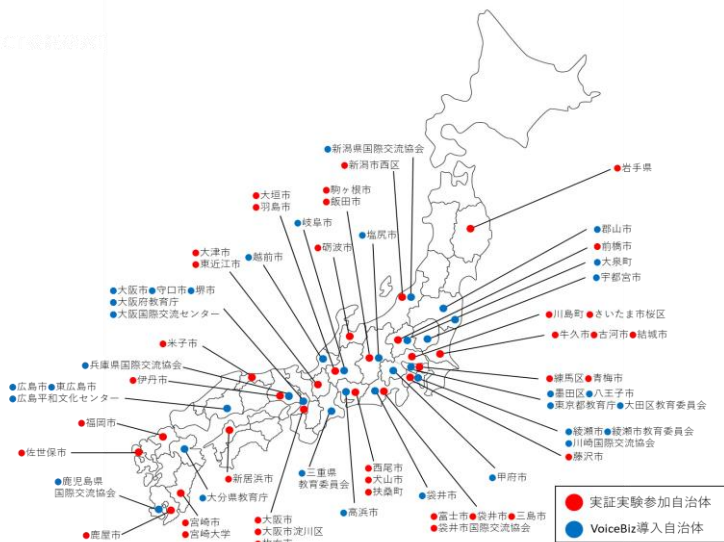
※2019年1月職業安定局より

NICT委託研究

「自治体窓口で活用する音声翻訳システムに関する研究開発」

国内初！ 自治体窓口向け音声翻訳システムの研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構から委託を受け、自治体窓口業務に対応した国内初の音声翻訳システムを研究開発中(2015年～2019年度の5年間)



令和元年度
多くの自治体で実証実験中

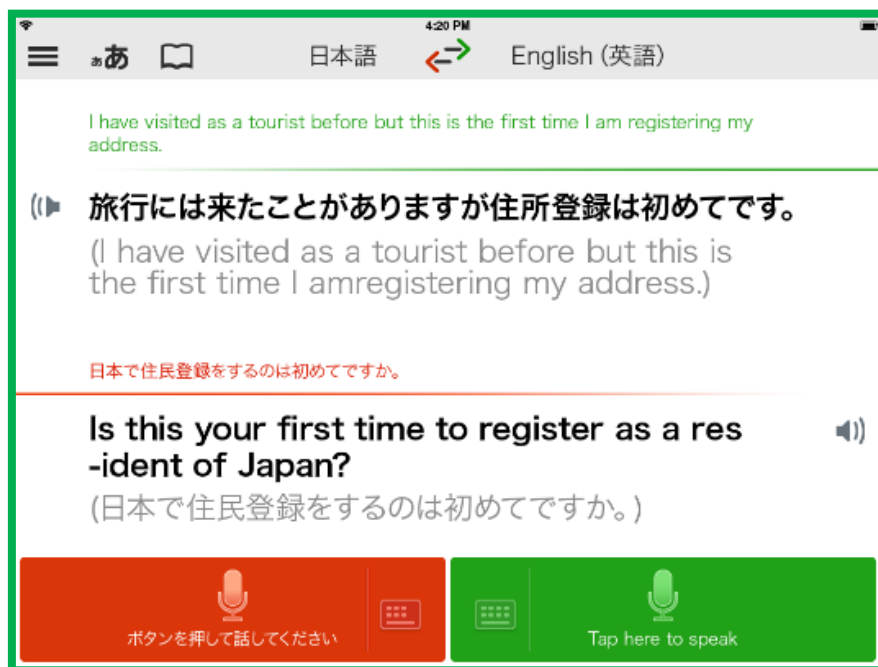


NICT委託研究

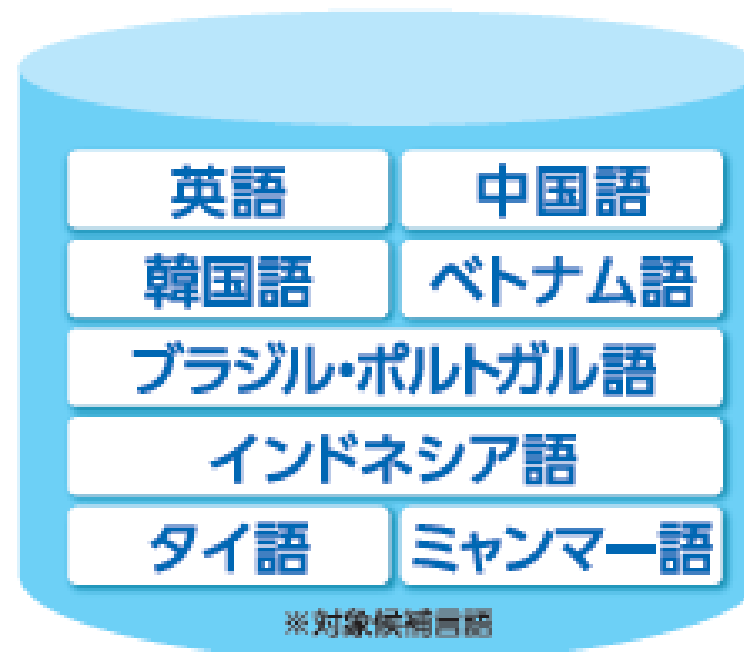
「自治体窓口で活用する音声翻訳システムに関する研究開発」

自治体向け音声翻訳システムの実証実験中！

実証期間：2019年7月～2020年1月



最終年度の実証実験アプリ

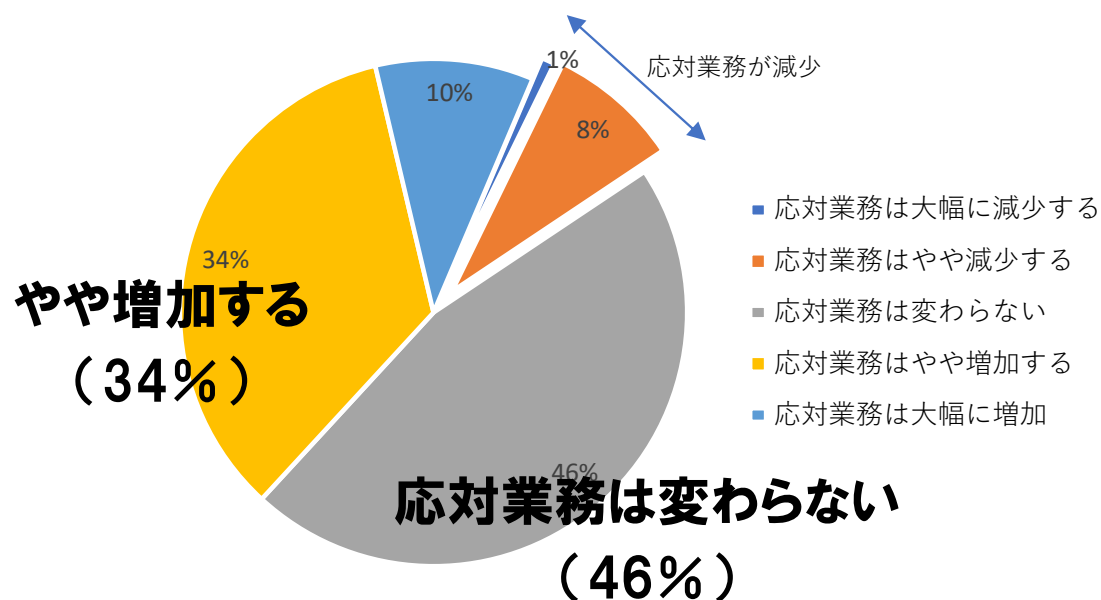
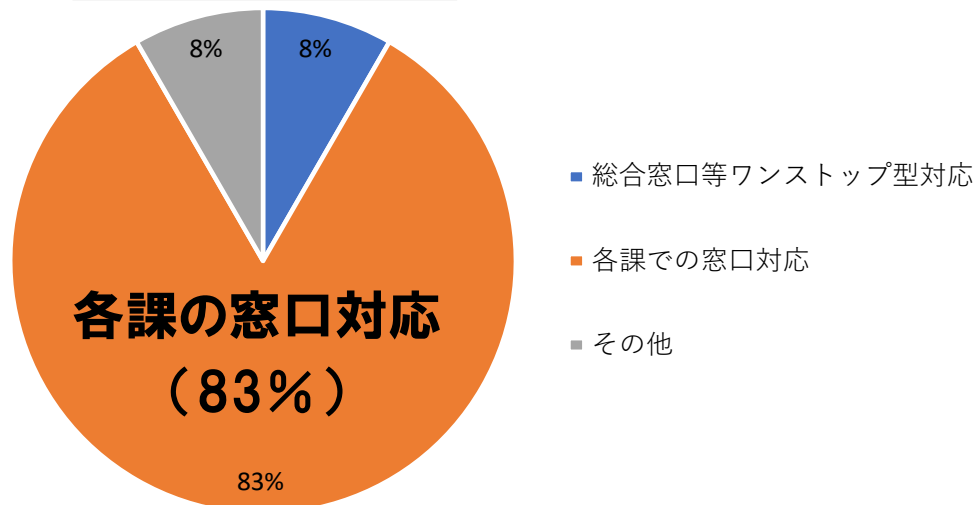


行政向けに対応言語拡充

住民登録、国民健康保険、年金、子育て、税金などの窓口で使用する専門用語、コーパスを拡充し、自治体窓口において高い翻訳精度を実現。

在留外国人を取り巻く自治体窓口環境

自治体アンケート調査



在留外国人の対応は？

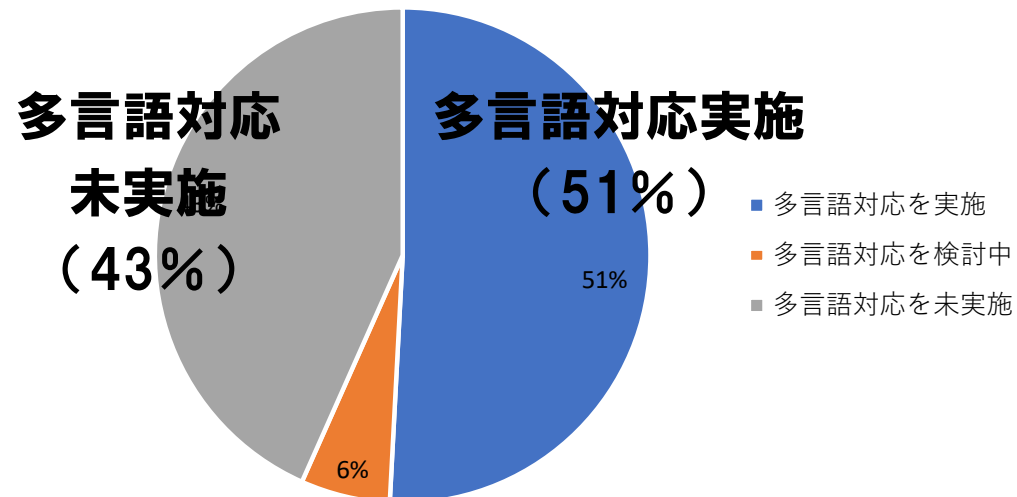
- **各課で対応**

総合窓口化、個人番号等の業務効率化を図る制度導入による、在留外国人への対応業務の見通しは？

- **やや増加する(34%)**
 - 👉 **カードの説明**
 - 👉 **更新事務(継続利用等)**

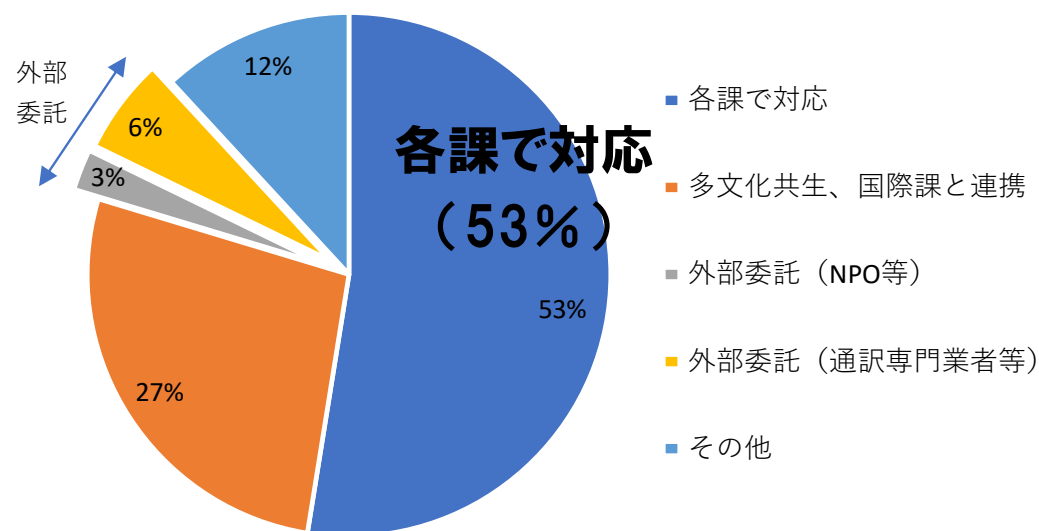
在留外国人を取り巻く自治体窓口環境

自治体アンケート調査



窓口における自治体用語の多言語対応

- **実施(51%)**
- **未実施(43%)**



窓口の多言語対応の担い手は？

- **各課の担当職員(53%)**

- ☞ **自治体の一部(27%)で、多文化共生、国際課と連携。**
- ☞ **外部委託はわずか。**

実証自治体インタビュー

新潟県 新潟市西区役所**■ 実証利用状況**

- ・区内在住の外国人は、新潟大学の留学生が多く、4月と9月には都度130～180人が来日し、転入に伴う関連手続を行う。
- ・翻訳システムにより、日本語をまったく話せない外国人にも対応できるようになったことが、職員の安心感につながっている。

■ 外国人の反応

- ・翻訳システムの多くは留学生に好評。区役所が留学生に寄り添う姿勢が伝わる。手続きに付き添った教授からも高評価。
- ・留学生は若年層が多く、市販の翻訳システムに慣れているため、システムの利用に不快感や抵抗感はない。
- ・留学生は初めて日本に来て不安な気持ちでいる。ゴミ出しや受診方法などの生活の相談に答えることができ、不安を解消できた。

■ 窓口での外国人対応について

- ・お金（保険料等）がかかる説明をしっかりとっておかないと、後で納付書が届いたときに理解できず、滞納につながってしまう。
- ・外国人同士のネットワークを通じて誤った解釈が広がらないよう、正確な情報を的確に伝えることを意識している。
- ・初めて来日する外国人にとっては、日本人の第一印象になることもあるので、フレンドリーな対応で良い印象を持ってもらいたい。

茨城県 牛久市役所**■ 実証利用状況**

- ・市民活動課の窓口で利用。機器はiPadミニを使用。台数は1台で、必要に応じて担当者が窓口まで持ち出して使っている。
- ・窓口で込み合うのは年末年始(12～1月)と年度終わりと初め(3～4月)。手続き内容は転入転出の手続きが多い。

■ 外国人の反応

- ・一番対応に苦慮する手続きの時は、大体ぴったり翻訳された。
- ・1つ1つ文章を分かりやすく切って話すともまあ上手に行く。お客さんも上手く翻訳されていた時は手を叩いていた。
- ・「子供の割引制度の窓口はどこですか？」などという短い単発の質問だと、一発で端的に答えられ会話が成り立つ。

実証自治体インタビュー

さいたま市 桜区役所**■ 実証利用状況**

- ・国保の加入脱退、帳票の交付、保険のお知らせ、窓口での料金支払い、納税相談などで利用。
- ・一番多い手続きは加入と脱退。保険税の納付方法・還付手続きや海外療養費など、細かい説明には苦慮している。

■ 音声翻訳システムについて

- ・お客さんが翻訳内容を確認できるため、違う翻訳結果の場合、別の言い方に変えてくれる。伝わった時は笑顔に。
- ・課税内容についての説明。日本語で説明しても難しい内容。端末を使いながら説明したところ、納得。
- ・以前は英語が出来る職員と対応していたが、いないと難しかった。タブレットがあると1人でも対応できるのが凄い。

■ 外国人の反応

- ・インターフェイスが使いやすいので、外国の方にも、分かったという表情をされる人が増えたと思う。
- ・見せるとすぐ翻訳のシステムなのだと分かってくれる。説明することなく、相手も分かってくれ、使った後はよかったと言ってくれる。

滋賀県 大津市役所**■ 実証利用状況**

- ・利用機会が多い戸籍住民課と保険年金課に置いているが、子育て課にもニーズがある事が分かったので今後貸し出しも検討。
- ・大学が多く、たくさんの留学生が来庁される。ばらばらに来られることもあれば、30人ほどの集団で来られることもある。

■ 音声翻訳システムについて

- ・今までの翻訳機は画面表示が小さい。本システムはiPadで、はっきり画面が表示されるので、音声だけでなく目で見ても分かる。
- ・再翻訳機能により、正しく訳されているかを確認できることがとてもいい。自治体だと、間違っって伝わると大きな問題になるので。

■ 窓口での外国人対応について

- ・スピーディーに会話が成立する点が良い。以前は、とにかく何とかして伝えようと苦労していた。
- ・どうしようもない時は、国際交流員（米国人）に通訳をお願いしているが、そういう方が本来の業務に集中できるのではと期待。

教育現場での音声翻訳システム活躍の可能性

協力：国立大学法人宇都宮大学国際学部 若林客員准教授

背景

近年の在留外国人の増加に伴い、学校教育現場は外国人児童生徒やその保護者との多言語化対応に迫られています。日本語指導や教科学習の前段階として、言語の壁を取り除くための多言語翻訳ツール活用は不可欠です。

1. 日本語指導が必要な児童生徒 *1

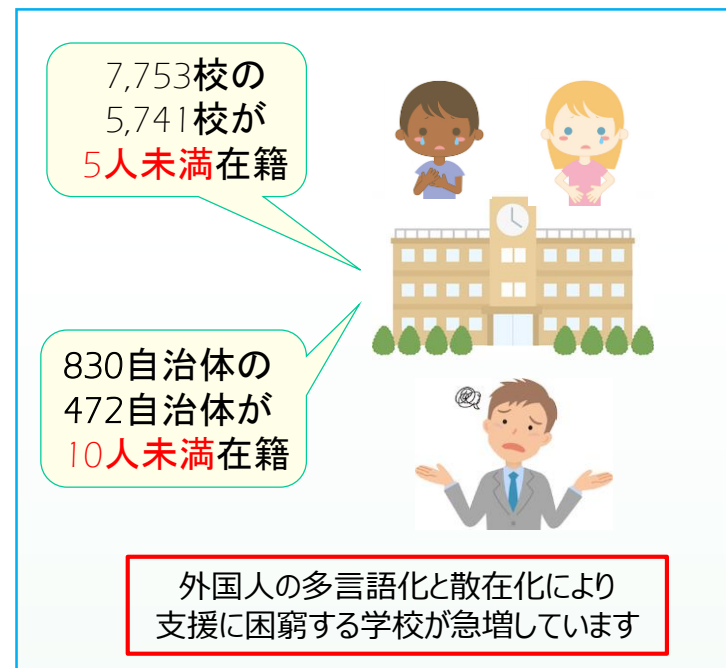
公立学校に在籍する外国籍児童生徒数 = 93,133人
 上記のうち日本語指導が必要な児童生徒
 外国籍40,485人,日本籍10,274人,計50,759人
 学校数 7,753校(外国籍) 3,654校 (日本籍)

2. 前回調査 (H28.5月) との比較と新たな課題

前回調査 (H28,5月現在 *2) との比較
 外国籍34,335人→40,485人 6,150人増
 日本籍 9,612人→10,274人 662人増
 学校数 (外国籍) 7,020校→7,753校 733校増
 ● 2年間で700を超える学校が新たに外国人の教育に直面
 ● 50,759人のうち2割以上 (1万人超) 校内で無支援状態
 ● 更に未就学の子が2万人以上いると見込まれる *3

3. 進む散在化 (少数分散化)

日本語指導が必要な外国籍児童生徒40,485人が在籍する7,753校のうち、5,741校 (74%) は5人未満、3,093校 (39.9%) は1人のように少人数在籍数が大半を占める。同様に在籍する830自治体を見ると、472自治体 (56.8%) は10人未満、347自治体 (41.9%) は5人未満と、自治体ごとの在籍も少ない。



新たに外国人児童生徒支援の
必要に直面した学校や自治体
は1~3の課題に直面します

- 1) 教員の情報とスキル不足
- 2) 通訳者や支援員等の不在
- 3) 自治体による予算化困難

教育活動の停滞を防ぐためには
現場の「通じない」を解決する
多言語翻訳ツールの活用が有効

*1 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について (令和元年9月27日、文部科学省)

*2 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」の結果について (平成29年6月21日、文部科学省)

*3 外国人の子供の就学状況等調査結果 (速報) (令和元年9月27日、文部科学省)

調査

各地教育委員会の協力を得て学校現場の多言語対応の現状やニーズに関するヒアリング調査実施。外国人支援教室等が設置されている都市部の調査であり、在籍数の少ない地域はさらにニーズが高まります
(調査地域：仙台市、伊勢崎市、太田市、川口市、八王子市、上田市、静岡市、富山市、越前市、鈴鹿市、出雲市、福岡市、佐賀市)

4. 教育現場の声

- (1) 多言語対応の現状について
 - 日本語が十分でない子や保護者は母語支援が不可欠
 - 多国籍化が進み支援のための通訳人材が見つからない
 - 翻訳ツールがあれば担任が直接伝えられる場面も多い
- (2) 翻訳ツールに期待する機能
 - 学校独自の単語や学習用語を正確に翻訳する機能
 - 文字や音声以外に視覚的な情報も提示できる機能
 - 会話だけでなく保護者と相互連絡ができるシステム
- (3) 携帯型翻訳機を利用している自治体の課題感
 - 正しく翻訳されているか確認してから伝えたい
 - 翻訳は守秘義務を伴う内容が多いので安全性が不安
 - 場当たりの音声支援は子どもの日本語習得を遅らせる

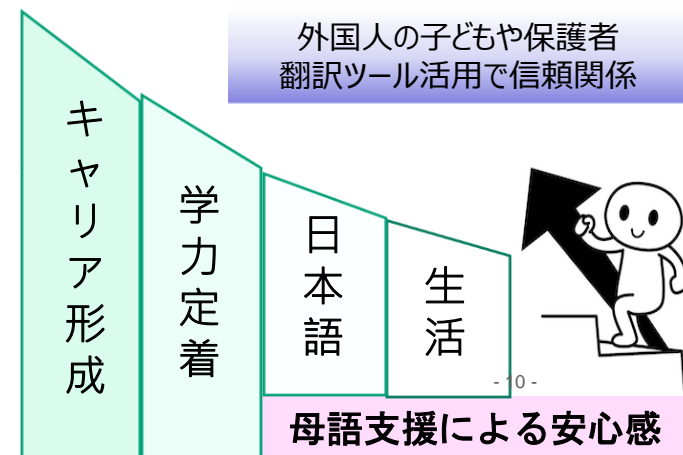


5. これからの支援の形

改正出入国管理法や日本語教育の推進法の施行に、文部科学省による不就学改善の取組も加わり、学校に在籍する外国人児童生徒はますますの増加が見込まれます。

一方、日本語や学力の定着には、初期の母語支援を通じた信頼関係を基盤に進めることが効果的です。適切な翻訳ツールの活用は教育活動を高め教員負担も軽減します。

教育現場における多言語翻訳システムの構築は、我が国の教育活動の底上げにつながると共に、散在化が進む地域、自治体の未来に向けた社会統合に寄与します。



翻訳技術を活用した トツパンのコミュニケーションサービス

音声翻訳サービス「VoiceBiz(ボイスビズ)」

VoiceBiz^{ボイスビズ}®

スマホに話すことで、音声翻訳による多言語コミュニケーションをサポートします。

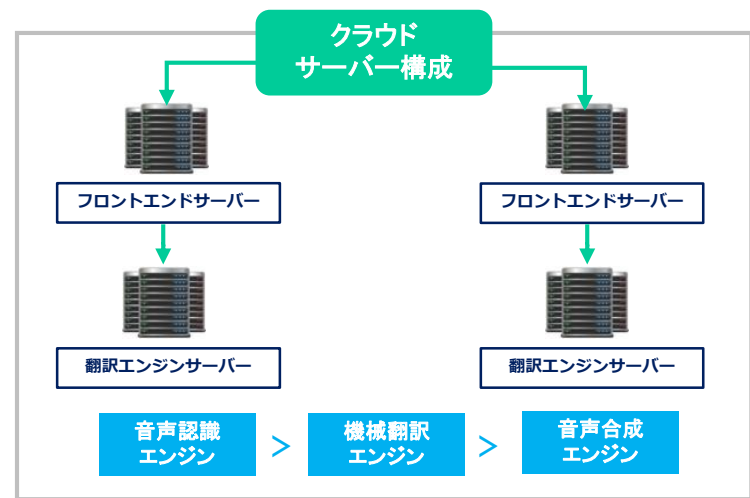
<特長>

- (1) 音声翻訳: 11言語、
※テキスト翻訳: 30言語
- (2) ID・パスワード認証
ご利用台数に応じた料金設定
- (3) 地名や産品などの固有名詞や
業界用語、よく使われる定型の
文章等を登録



使用する目的に合わせて、専門用語やよく使われる
定型文を登録

「VoiceBiz®」は、外国人との対面でのコミュニケーションをサポートする音声翻訳サービスです。



aws クラウドサーバーはAmazon社の提供する「アマゾンウェブ サービス」(AWS)を利用。
サーバーは2重化されており、どちらかのサーバーに不具合が起きてもサービス利用が可能。

ID/PASS認証と台数課金機能搭載。少数利用から、台数に応じてご利用可能。

本サービスをご利用いただくには、トッパンとの契約後、企業IDとパスワードを入力する必要があります。契約時に利用台数を設定しますので、契約台数の上限までiOS・Android、スマートフォン・タブレットを自由に組み合わせてご利用いただけます。また契約後の台数変更も可能です。



※現在Windowsへの対応準備中
※iOS10.3以降、Android 6以降に対応。すべての端末での動作を保証するものではありません。

「VoiceBiz®」 対応言語

30言語の多言語翻訳で、言葉の壁をなくします。

専用アプリに音声やテキストを入力すると、音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語の中から選択した言語に自動で翻訳し、音声やテキストを出力します。

音声翻訳

日本語↔

英語/中国語(普通話)/韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/
ポルトガル語(ブラジル)/フランス語/スペイン語

テキスト翻訳

日本語↔

英語/中国語(簡体字)/韓国語/台湾華語(繁体字)/アラビア語/イタリア語/インドネシア語/オランダ語/スペイン語/タイ語/デンマーク語/ドイツ語/ヒンディ語/フィリピン語/フランス語/ベトナム語/ポルトガル語/ポルトガル語(ブラジル)/マレー語/ロシア語/ミャンマー語/ウルドゥ語/クメール語/シンハラ語/トルコ語 /ネパール語/ハンガリー語/モンゴル語/ラーオ語

※OS/端末によってキーボードの設定やキーボードアプリのインストールが必要な言語があります

※機械翻訳の為、誤翻訳が発生する可能性があります。

「VoiceBiz®」 翻訳精度

自然で高精度な翻訳で、コミュニケーションが円滑に。

情報通信研究機構(NICT)の多言語音声翻訳技術の研究開発成果に基づいた、最新の純国産エンジン(NMT)を採用。日本語に強く、高い翻訳精度を実現しました。



情報通信分野を専門とする唯一の公的研究機関として、豊かで安心・安全な社会の実現や我が国の経済成長の原動力である情報通信技術（ICT）の研究開発を推進するとともに、情報通信事業の振興業務を実施しています。

日本語⇔英語/中国語（普通話）/韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/フランス語/スペイン語の翻訳エンジンには最新のニューラル機械翻訳(NMT)を採用。従来の統計機械翻訳(SMT)より自然な翻訳結果が得られます。

例 1	原文	I'll wait until the terrace is available.
	SMT	テラスがあるまで待ちます。
	NMT	テラスが空くまで待ちます。
例 2	原文	Hunger is the best sauce.
	SMT	空腹であれば。
	NMT	空腹は最高のタレです。

統計翻訳：
SMT=Statistical Machine Translation
ニューラル翻訳：
NMT=Neural Machine Translation
出典：NICTプレスリリース
「ニューラル機械翻訳で音声翻訳アプリ VoiceTraが更なる高精度化を実現」

「VoiceBiz®」特徴 ① 専門用語・定型文一標準登録

監修付の業界用語、定型文を標準搭載しています

監修付きの翻訳文(固有名詞4,000語/定型文600文)が標準搭載。自治体/学校/農業/介護/観光でよく使うフレーズは、メニューで選択するだけ、音声入力不要です。

登録済み固有名詞 ※対応言語以外は機械翻訳になります。

■ 自治体窓口用語 3000語

※日/英/中(簡体字)/韓のみに対応

外国人登録原票記載事項証明書、外国人技能実習生総合保険など

■ 学校用語 300語

※日/英/中(簡体字)/韓のみに対応

上履き、給食当番、卒業生を送る会、学年集会など

■ 観光 400語

※日/英/中(簡体字)/韓のみに対応

・マンガアニメタイトル

名探偵コナン、千と千尋の神隠し、攻殻機動隊など

・商業施設用語

薄口醤油、薩摩揚げなど

外国人技能実習生総合保険の説明はこの用紙に書いてあります。

The explanation of the technical intern trainee comprehensive insurance is written on this form.
(外国人技能実習生総合保険の説明はこの用紙に書いてあります。)

名探偵コナンのDVDはこちらの棚にございます。
Case Closed DVDs are on this shelf.
(名探偵コナンのDVDはこちらの棚にございます。)

ホームルームの後に学年集会があります。
There is a grade assembly after the homeroom.
(ホームルームの後に学年集会があります。)

登録済み定型文 ※対応言語以外は機械翻訳になります。

■ 自治体窓口 200文・学校 200文

※英語/中国語(普通話)/韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/ポルトガル語(ブラジル)/フランス語/スペイン語に対応

自治体窓口

「国民健康保険の窓口で申請手続きをしてください」

「使える印鑑を持っていないときは、サインでも大丈夫です」

「職種が変わった場合は、在留資格も変わります」

学校

「予鈴が鳴ったら授業の準備をしてください」

「下校の前に校庭に整列してください」

「インフルエンザのため学級閉鎖します」

■ 介護 100文 ※英/タイ/ベトナム語に対応

「車椅子の人には介助してあげて下さい」

「入浴が不安ならお手伝いをして下さい」

「徘徊した場合、部屋に戻って寝るように促して下さい」

■ 農業 100文 ※中(簡体字)/ベトナム/ネパール語に対応

「土質に応じた適切な土づくりをする必要があります」

「病害虫は、病原菌や害虫の数が増え過ぎた時に発生します」

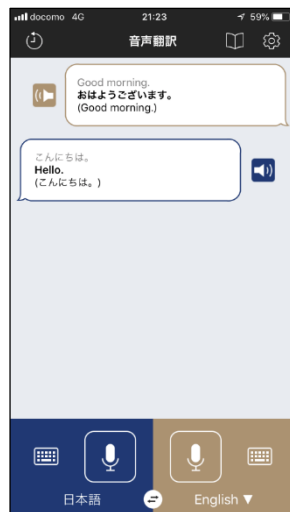
「マルチングは、雨が降ったときに泥跳ねによる病気予防にもなります」

「VoiceBiz®」特徴 ②再翻訳表示

再翻訳結果を表示し、会話の精度を高めます。

翻訳結果
画面

会話の履歴がチャット風に表示されます。会話の流れを確認しながら翻訳が可能です。
入力結果、翻訳結果、逆翻訳結果が一度に表示されるので、正しく翻訳されたか確認することが可能です。



1. 入力結果です。正しく認識されていない時はもう一度入力してください。
2. 翻訳結果です。
3. 再翻訳結果です。翻訳が正しいか、再翻訳された結果で確認することができます。
4. タップすると入力結果を修正することが可能です。間違っている箇所を修正するのに便利です。
5. スピーカーアイコンをタップするともう一度音声再生されます。

サービスの特長

すぐに使える固有名詞と定型文を標準搭載。

※対応言語以外は機械翻訳になります。

登録済み定型文（例）

■自治体窓口 200文 ※英/中（簡体字）/韓/ベトナムのみに対応

「国民健康保険の窓口で申請手続きをしてください。」

「使える印鑑を持っていないときは、サインでも大丈夫です。」

「職種が変わった場合は、在留資格も変わります。」

「在留カードを持つ外国人の方にも住民登録していただく制度になっています。」

■学校 200文 ※英/中（簡体字）/韓のみに対応

「予鈴が鳴ったら授業の準備をしてください。」

「下校の前に校庭に整列してください。」

「教科書やノートを机の中にしまってください。」

「インフルエンザのため学級閉鎖します。」

VoiceBiz導入自治体

役所窓口での住民登録、健康保険などの手続きに

広島市、東広島市、大阪市、大阪府教育庁、堺市、守口市、岐阜市、袋井市、高浜市、塩尻市、甲府市、宇都宮市、墨田区、綾瀬市、八王子市、郡山市、越前市、米子市

ワンストップでの各種生活相談などに

大泉町、鹿児島県国際交流協会、広島平和文化センター、堺市、大阪国際交流センター、兵庫県国際交流協会、川崎市国際交流協会、新潟県国際交流協会

教育現場での外国人児童の生活指導や保護者との進路相談などに

大分県教育庁、綾瀬市教育委員会、大阪府教育庁、大阪市立南小学校、三重県教育委員会、大田区教育委員会、東京都教育庁

VoiceBiz問い合わせ自治体

九州：鹿児島市、柳川市、宮崎市、佐世保市、太宰府市

中国／四国：島根県教育庁、岩国市、福山市

関西：枚方市、奈良市、越前市、彦根市、京田辺市、東近江市、西宮市、日野町、伊丹市、神戸市教育委員会

中部：岐阜市生活支援課、駒ヶ根市、木曽岬町、豊田市、四日市市、大垣市、扶桑町、長野市、三重県、羽島市、名古屋市西区、刈谷市、犬山市、守山市、岐南町、西尾市、小牧市、焼津市、伊賀市、三島市、関市

関東：愛川町、横浜市港北区、那須塩原市、吉川市、多摩市、武蔵野市、竜ヶ崎市、江戸川区、埼玉県、牛久市、練馬区、東村山市、藤沢市、さいたま市桜区、埼玉県川島町、川崎市教育委員会、館林市、結城市、古河市、所沢市、沼田市、成田市、三鷹市、中野区、館山市、飯田市

東北／北陸：郡山市、いわき市、新潟市西区、砺波市

北海道：紋別市、札幌市

第3回 多文化共生の推進に関する研究会

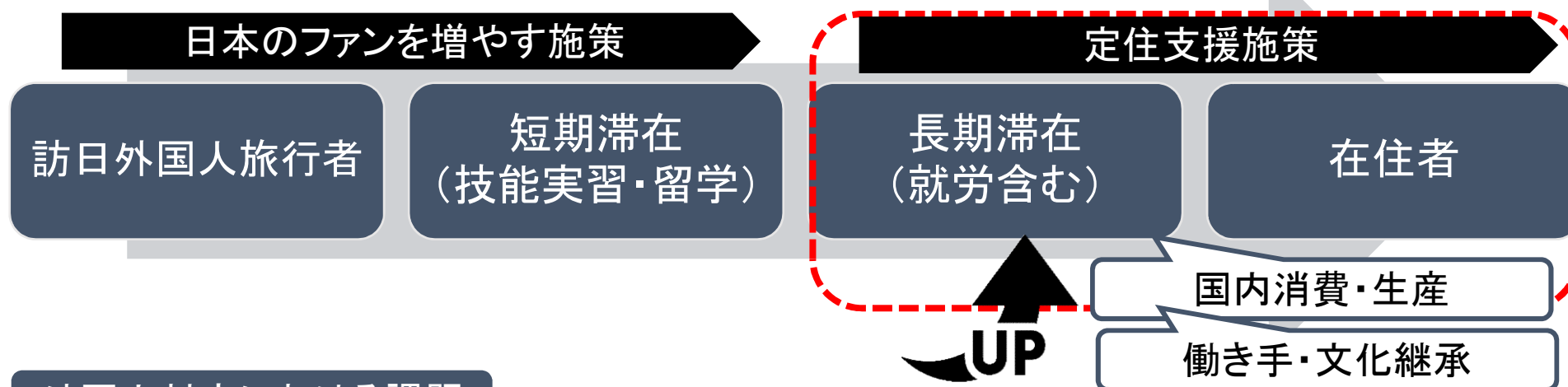
-外国人患者対応の取組と今後について-

令和2年1月31日
株式会社ブリックス
代表取締役社長
吉川 健一

本日本日お伝えしたいこと



外国人にも選ばれる自治体に



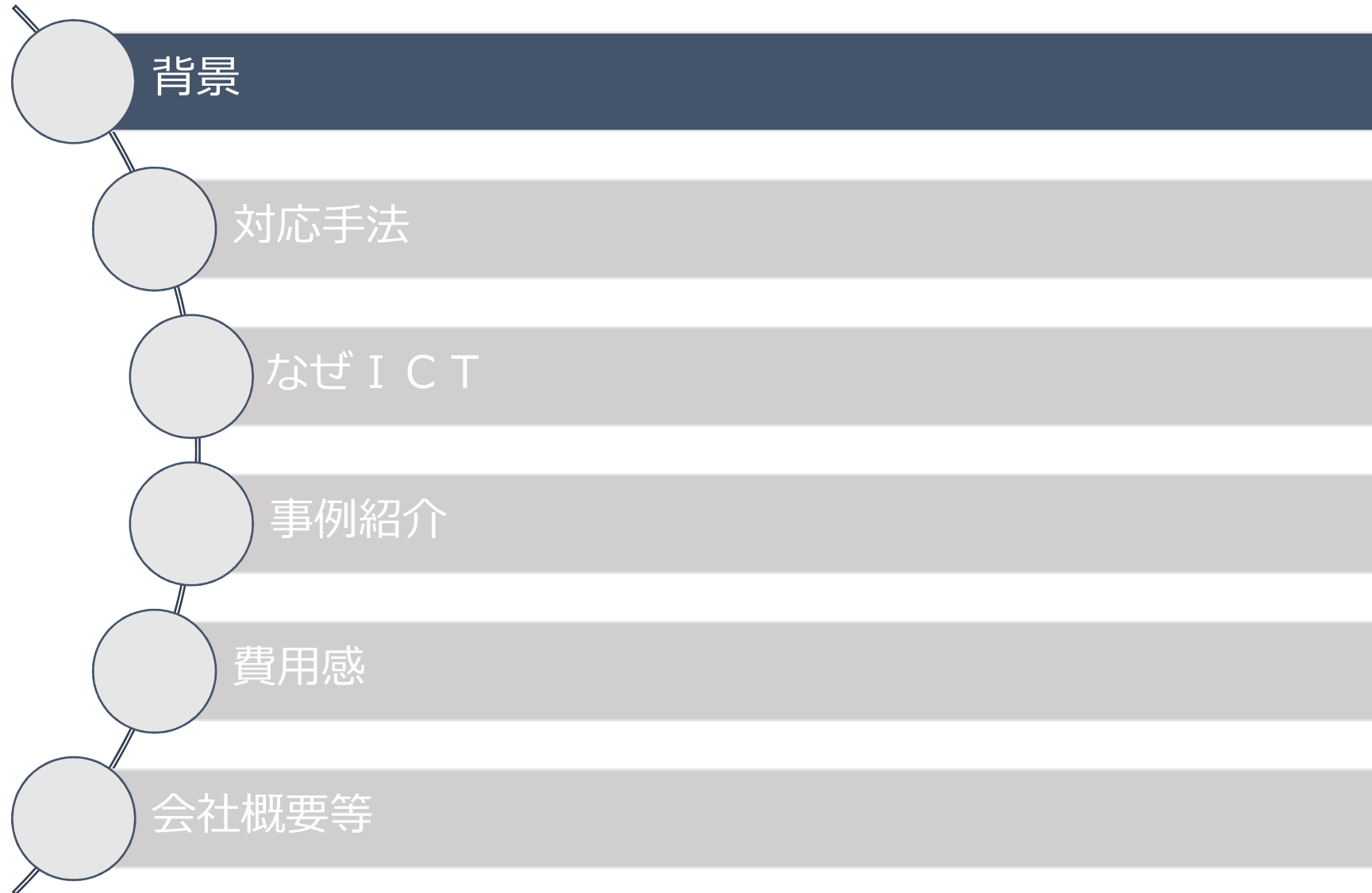
外国人対応における課題

- ・ **日本の文化・風習がわからないこと**によるトラブル(ゴミの分別や保険手続き等)
社会コミュニティに入れず育児や就学・生活の**悩みを相談できない、孤立化**
- 行政手続きの**説明不足によるトラブル**(マイナンバー・転出手続き等)
→ 社会保障サービスが十分に提供されない可能性
- 大規模災害発生時に**情報伝達が遅い**

日本人と外国人の**“言語の壁・文化の壁・心の壁”**の解消がカギ

特に医療分野においては、症状の説明や医療制度が異なるためトラブルが多い

本日本日お伝えしたいこと



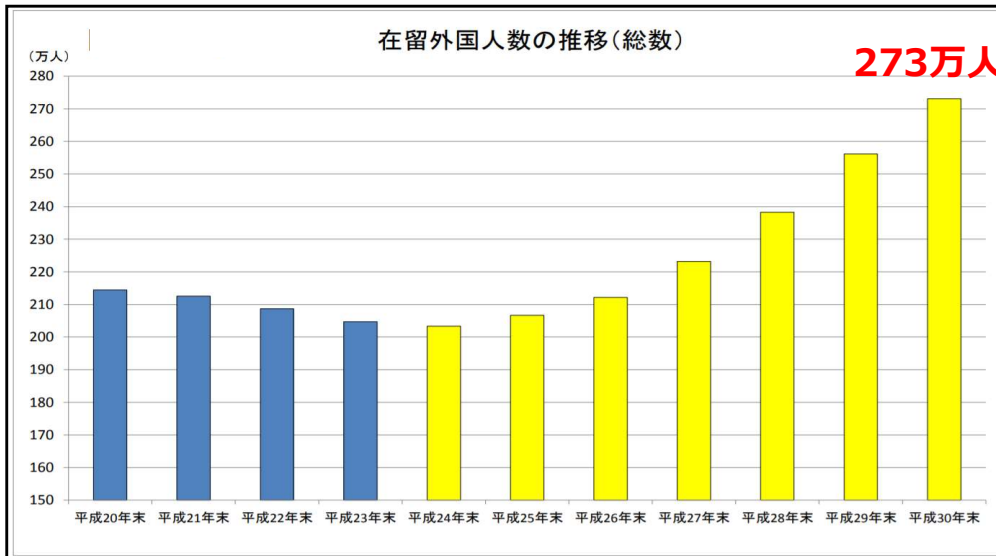
平成31年4月から新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合対策」(平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)に基づき、全ての居住権において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

また、我が国では。「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者を目標として観光先進国の実現を目指している。訪日外国人旅行者は、2018年には3,119万人、2019年には3,188万人と著しく増加しており、今後、更なる外国人の増加が見込まれる。

このような中、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけでなく、地方自治体、観光事業者、宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。

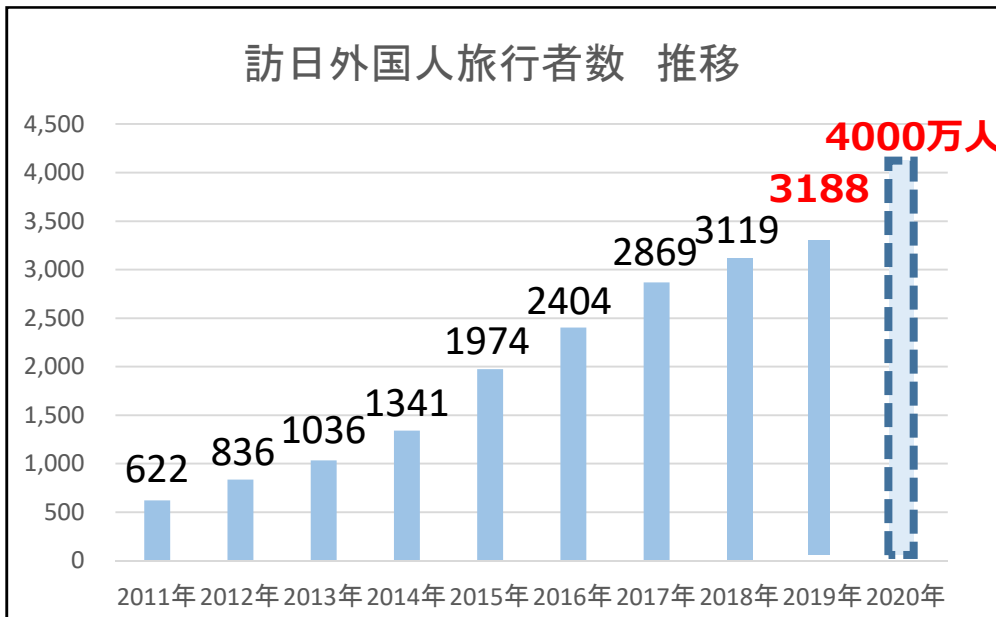
背景 -在住外国人数・訪日外国人数-



参照:法務省「平成30年末現在における在留外国人数について」

在住外国人数

平成30年末の在住外国人数は、273万1,093人で、前年末に比べて**16万9,245人(6.6%)増加**となり過去最高。増加が顕著な国籍・地域としては、ベトナム33万835人(26.1%増)、ネパール8万8,913人(11.1%増)、インドネシア5万6,346人(12.7%増)となっている。



参照:日本政府観光局「訪日外客数(2019年12月および年間推計値)」

訪日外国人数

2019年の訪日外国人数は、**前年比2.2%増の3,188万2千人**で、JNTOが統計を取り始めた1964年以降、最多となり、韓国を除く19市場で過去最高を記録した。市場別では中国が959万4千人となり、全市場で初めて950万人を超えた。英国がラグビーワールドカップ2019年日本大会開催期間中の9月10月と前年同月比80%を越える伸率を示し、初めて40万人を超えた。

本日本お伝えしたいこと



実対応1

電話通訳

3者間・予約変更



本日本お伝えしたいこと



ICTの活用

- ・ 場所のカバー
⇒ 山間地域・離島部等で通訳者が現場に行けない、時間を要する場合でも対応可能
- ・ 人材のカバー
⇒ 稀少言語や夜間帯など現地で人員の確保が難しい場合でもサポート可能
⇒ 実際の事例を割戻して現地人材育成も可能

人マターの対応

山間地域、離島などは、通訳者が現場に到着するまで時間が掛かるケースが多い

※ 人的対応の利点

現場でホスピタリティの高い対応が可能

バイリンガルの人材を確保できる地域では、実践的なトレーニングで人材を育成可能

本日本日お伝えしたいこと



事例紹介-愛知県①

あいち医療通訳システム協議会

加入団体：

愛知県、(公社)愛知県医師会、(一社)愛知県病院協会、(一社)愛知県歯科医師会、(一社)愛知県薬剤師会、(公社)愛知県看護協会、愛知県立大学、名古屋外国語大学、県内市町村が参加。事務局をブリックスにて運営。

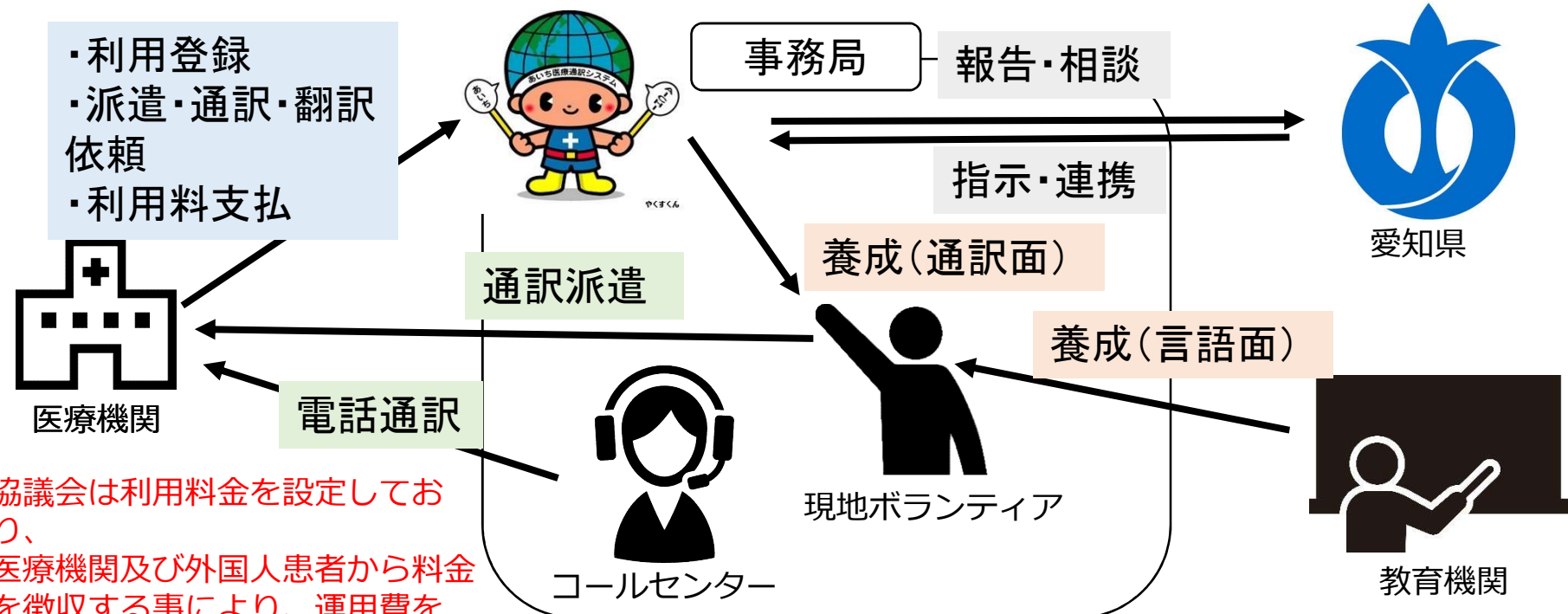
取組内容

①医療通訳者の派遣(事前予約)

②電話通訳提供(24時間/365日)

③翻訳

④事務局(医療通訳者育成・コーディネート業務等)



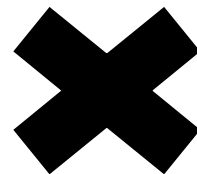
協議会は利用料金を設定しており、医療機関及び外国人患者から料金を徴収する事により、運用費を抑える事が可能になっている。

特徴

現場の人の育成 × ICTサポート

通訳センター

- ・24時間365日サポート可能
(夜間救急や遠方でもいつでも・どこでも対応が可能)
- ・観光や他分野にも精通したOPが対応



現地ボランティア

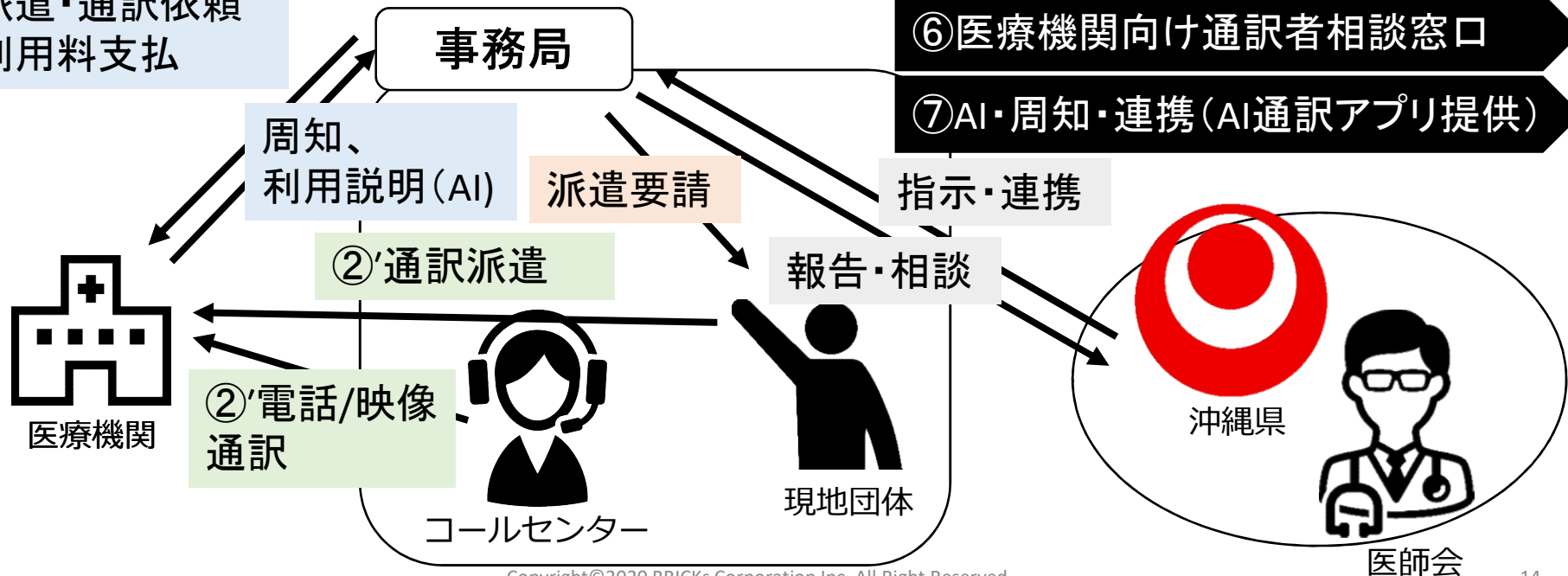
- ・現場でホスピタリティの高い対応が可能
- ・通訳センター事例を元に養成(実践的なトレーニングで現場の人材を養成可能)

事例紹介-沖縄県①

Be. Okinawaインバウンド医療通訳

沖縄県が主体となり、県内の医療機関へ電話医療通訳を提供。救急指定病院には、映像通訳を提供。
医療通訳者派遣、医療機関相談窓口、外国人観光客向け相談窓口なども対応。

- ・利用登録
- ・派遣・通訳依頼
- ・利用料支払



取組内容

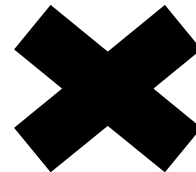
- ①映像医療通訳提供
- ②電話通訳提供(24時間/365日)
- ③翻訳
- ④医療機関向け対応相談窓口
- ⑤外国人観光客向け相談窓口
- ⑥医療機関向け通訳者相談窓口
- ⑦AI・周知・連携(AI通訳アプリ提供)

特徴

遠方地（離島部）もスピード対応

通訳センター

- ・24時間365日サポート可能
(夜間救急や遠方でもいつでも・どこでも対応が可能)
- ・観光や他分野にも精通したOPが対応



タブレット(通訳アプリ)

- ・機械翻訳と映像通訳がワンタッチで接続可能
- ・映像も可能な為、離島など現場派遣が難しい場合に現場対応に近い対応が可能

本日本日お伝えしたいこと



外国人の医療受入体制構築

【地域に合った受入体制を構築】

- ①地域の在住外国人分布
- ②対応言語
- ③対応時間

【費用負担の考え】

- ①地方行政が一旦負担
受益者負担により、利用者から徴収する事が望ましい
- ②ただし、地域のメリットが見えない、または参加者が少ない、理解してもらえない場合
一時的に公金で運用する必要がある

【対応手法】

地域性により対応手法が違う
通訳者採用が可能であれば人的通訳
難しければ、電話医療通訳、映像医療通訳の活用等、
簡単な内容はAI

本日本日お伝えしたいこと



会社概要



株式会社ブリックス <http://www.bricks-corp.com>

【資本金】 254,722千円
 【代表者】 代表取締役社長 吉川 健一
 【設立】 2010年5月17日(3月決算)
 【本社】 〒160-0022
 東京都新宿区新宿4丁目3-17
 FORECAST新宿SOUTH 4
 【TEL】 03-5366-6001(大代表)AX:03-5366-6002
 【従業員】 153名
 【事業内容】

通訳・翻訳業務
 多言語通訳センターの運営
 通訳者・バイリンガルスタッフ人材派遣
 外国語コンシェルジュサービスの運営
 多言語ホームページの作成
 メールサポート業務(外国語・日本語)



東京本社



通訳種類	医療・法律・行政など専門対応可能
サービスツール	電話通訳(2者間・3者間)、映像通訳、翻訳、AI通訳・翻訳、バイリンガル等人材派遣
特徴・資格	通訳スタッフは弊社直雇用のみ在籍 ICカードによる入室管理・監視体制 医療通訳技能認定試験取得者在籍 (一社)通訳品質評議会一般通訳検定資格者在籍 自社カリキュラムによる独自の研修プログラム

代表紹介

1992年 株式会社アドヴァン入社(東証一部:建材商社)
 2008年 C & Mソリューションズ(株)入社 多言語コンタクトセンター事業部長就任
 2010年 株式会社ブリックス 設立(上記企業より事業譲渡)
 多言語コンタクトセンター事業部長 就任
 2014年 株式会社ブリックス 代表取締役社長 就任

【主な活動】

2012年 愛知県 あいち医療通訳システム 委員
 2013年 経済産業省 MEJ 医療通訳検討WG委員
 2014年 総務省 グローバルコミュニケーション計画 委員
 2014年 国土交通省 通訳案内士ありかた研究会 オブザーバー参加
 2016年 (一社)ジャパンショッピングツーリズム協会 理事
 2016年 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会
 小売PT 表示WG座長

2017年 一般社団法人通訳品質評議会 代表理事

2017年 ISO/TC37 国内委員会 メンバー

※(公社)日本観光振興協会、(一社)ジャパンショッピングツーリズム協会、日本百貨店協会、東京商工会議所

沖縄支店第二センター




認証	ダイヤ4組当(※)
構造	免震構造_情報管理棟 耐震構造_エネルギー棟及びビジネス棟
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・有人による24時間常駐警備 ・施設出入口に電動ゲート設置 ・施設内はICカード・静脈による認証を実施 ・情報管理棟にはアンチパスバックシステム採用

個人情報管理の資格



プライバシーマーク
登録証



■ 登録番号 第10862392(03)号

■ 事業所の名称及び所在地



株式会社ブリックス

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

■ プライバシーマーク付与の有効期間

平成30年6月27日～平成32年6月26日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会



■ プライバシーマーク

DNV-GL

MANAGEMENT SYSTEM SITE CERTIFICATE

登録証(証明)番号: 01180001-2005-AIS-AC08-ISM5-AC
登録証(日): 2005年1月7日
登録証(証明)有効期: 2019年2月14日・2020年1月7日

番号(5桁)と登録証(証明)番号: 01180-2005-AIS-HCE-ISM5-AC

株式会社ブリックス

〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F

上記所在地の組織には、本登録証(証明)書の行番書に記載されているサイトが該当に含まれます

貴社(事実所)のマネジメントシステムは、以下の情報セキュリティマネジメントシステム規格に適合していることを証明します:
ISO/IEC 27001:2013 = JIS Q 27001:2014

認証範囲:
Webサービスの販売・開発・運営
通訳・翻訳業務の販売・運営
多言語コンタクトセンターの運営
適用宣言書第14版

サイトの主たる活動
通訳・翻訳業務の販売・運営
多言語コンタクトセンターの運営
通訳・翻訳業務の運営

発行日(発行): 2019年2月14日



発行機関:
DNV GL - ノルディック・アジア・ラテン
〒051-0087 東京都中央区銀座
4丁目2番20号 三井物産ビル9F

発行: 益家
マネジメント部長

登録証(証明)の有効期間は、発行日より登録証(証明)書の発行日より起算されます。
お問い合わせ: DNV GL サービスセンター (日本語) 06-631-0087 発行所(英語) 06-631-0087 発行所(中国語) 06-631-0087
TEL: +81 3 631 0087, Web: japan.dnvgl.com

■ ISO27001 (ISMS)

多言語電話通訳サービス



言葉の違いで困った際に専用番号に電話をかけるとバイリンガルの通訳オペレーターが電話を通して通訳をします。

多言語

外 国人のお客様と対面している場合はスマートフォンやタブレットで通訳

お客様窓口にて



多 語コンタクトセンターの5つのポイント

- 1 充実の5ヶ国語対応**
英語・中国語・韓国語
ポルトガル語・スペイン語
- 2 24時間365日対応**
夜間や休日対応のみのご依頼も承ります
- 3 必要ときに必要な分だけオンデマンドに利用可能**
通訳者の常駐に比べて圧倒的に低価格
- 4 専門用語にも対応**
医療用語や法律用語、IT用語などの専門用語にも対応
- 5 豊富な導入実績**
経験豊富な通訳オペレーターが対応

バ イリンガルスタッフによる言語研修

日本人オペレーターの言語レベル

留学経験、帰国子女、海外企業での就業経験者など、外国語をネイティブレベルで話すことが可能なオペレータ。例えば、TOEICでは900点レベル。

外国人オペレーターの言語レベル

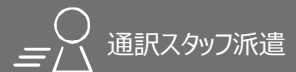
日本語検定1級合格者。敬語や丁寧語はもちろんクレーム対応や緊急対応にも豊富な経験をもつのでお客様にストレスを感じさせません。



主な納品実績

公共サービス：経済産業省/国土交通省/総務省/愛知県/奈良県/京都市/港区/世田谷区
交通機関：京浜急行電鉄グループ各社/小田急電鉄/東京急行電鉄/東武鉄道グループ各社
病院：聖路加国際医療センター/がん研究会/NTT東日本関東病院/獨協医科大学病院
通信キャリア：東日本電信電話/ジェシービー/SBIグループ各社
IT・通信機器メーカー：NECグループ各社/東京エレクトロニクス/パナソニックグループ各社
マンション管理会社：伊藤忠アーバンコミュニティ/東京建物/三菱地所コミュニティ ほか

多言語で展開するサポートサービス





<https://interpreter-qc.org/>

【活動目的】

日本のグローバル化を担い、日本経済の活性化に貢献するため、

通訳の研究

通訳品質の標準化と向上 を通じ、

通訳産業の発展

通訳に関する正しい情報を発信

通訳者の品質を評価

通訳者の地位向上 に寄与することを目的としています。

【活動事業】

- ・一般通訳検定
(Test of Universal Interpreting : TOUI)
- ・通訳養成講座
- ・情報交換セミナー
- ・通訳者向け保険サービス
- ・通訳コンテスト
- ・通訳品質向上委員会(AI / ISO)

会員企業(理事・監事企業)

株式会社ブリックス、株式会社コングレ、ランゲージワン株式会社、株式会社Nスピーク
ピー・ジェイ・エル株式会社、CSエージェント

その他会員に通訳者(個人)、エージェントも参加いただいております。

通訳向け保険サービスについて

通訳業務対応時に発生した人的・物的損害の他、通訳の誤訳における保障サービスを提供

※業界初

※保険付帯には条件があります(一般通訳検定の合格および、評議会の会員であること)

地域における国際化が進む中で
言葉・文化・心の壁を取り除き
外国人も日本人が共生できる
社会づくりに貢献できるよう
今後も取り組んで参ります。
是非、ご意見賜れますと幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

地方公共団体が策定している多文化共生に係る 指針・計画等の調査結果報告(速報)

令和2年1月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

I . 調査概要

1. 調査趣旨

- 2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（以下『総務省プラン』）を策定して十数年が経過し、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化した。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018.12）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019.6）が策定・決定されるなど、政府全体として外国人施策に対応する動きが出ている。
- このような動きがある中、地方公共団体においても多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもあることから、今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、直近3年以内に策定又は改訂された指針・計画から該当の記述を抽出し、総務省プランの項目立てとの対比表を作成した。

1. 地域における多文化共生の意義

- 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯
- 外国人住民の受入れ主体としての地域
- 外国人住民の人権保障
- 地域の活性化
- 住民の異文化理解力の向上
- ユニバーサルデザインのまちづくり

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- コミュニケーション支援
 - 地域における情報の多言語化
 - 日本語及び日本社会に関する学習支援
- ...



1-3. 外国人住民の人権保障	
1-2. 外国人住民の受入	
1-1. 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	
総務省 プラン	~~~~~ ~~~~~
AA県	~~~~~ ~~~~~
BB県	~~~~~ ~~~~~
CC県 NN市	~~~~~ ~~~~~
DD県 OO市	~~~~~ ~~~~~
EE県 PP町	~~~~~ ~~~~~

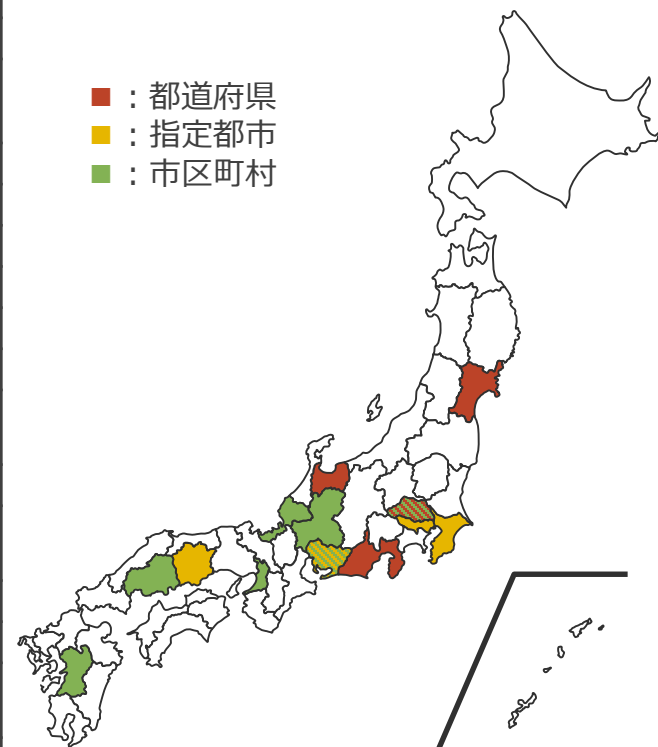
「地域における多文化共生推進プラン」の観点

「対比表」の構成

2. 調査対象団体

「過去3年以内に策定または改訂している」、「多文化共生推進プランを他の指針や総合計画とは別に、単独で策定している」、「外国人住民比率が比較的高い」の3観点を中心に、下表のとおり15団体を調査対象として選定した。

区分	自治体名	指針・計画名	策定年 (括弧内は初回策定年)	外国人 住民比率※
都道府県	宮城県	第3期宮城県多文化共生社会推進計画	2019年 (2009年)	0.9%
	埼玉県	埼玉県多文化共生推進プラン (平成29年度～33年度)	2018年	2.4%
	富山県	富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	2019年	1.7%
	静岡県	ふじのくに多文化共生推進基本計画	2018年	2.4%
政令指定市	千葉市	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	2017年	2.9%
	名古屋市	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	2019年 (2012年)	3.8%
	岡山市	岡山市多文化共生社会推進プラン	2019年	1.9%
市町村	埼玉県川口市	第2次川口市多文化共生指針	2018年	6.3%
	東京都港区	港区国際化推進プラン 平成30年度～平成32年度	2018年 (2015年)	8.4%
	福井県越前市	越前市多文化共生推進プラン	2019年	5.2%
	岐阜県美濃加茂市	第3次美濃加茂市多文化共生推進プラン	2019年 (2009年)	9.6%
	愛知県知立市	知立市多文化共生推進プラン2017-2021	2017年	7.6%
	大阪府吹田市	吹田市多文化共生推進指針	2017年	1.5%
	広島県安芸高田市	第2次安芸高田市多文化共生推進プラン	2018年 (2013年)	2.5%
	熊本県八代市	やつしろ国際化推進ビジョン ～世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ～	2019年	2.0%



※ 都道府県は「多文化共生の推進に関する研究会」第1回資料6を参照。

市区町村は「在留外国人統計」(2019年6月末時点)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2019年1月1日時点)から算出。

Ⅱ. 調査結果

INDEX

速報版では、各団体の指針等に記載されている具体的な施策について、15団体の特徴的な内容を抽出した。

総務省プランの項目	頁
1. 地域における多文化共生の意義	
(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	※
(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域	※
(3) 外国人住民の人権保障	※
(4) 地域の活性化	※
(5) 住民の異文化理解力の向上	※
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	※
(7) その他	※
2. 地域における多文化共生の基本的考え方	
(1) コミュニケーション支援	※
(2) 生活支援	※
(3) 多文化共生の地域づくり	※
(4) 多文化共生施策の推進体制の整備	※
(5) その他	※

※ 1.及び2.は次回報告予定

総務省プランの項目	頁
3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策	
(1) コミュニケーション支援	–
① 地域における情報の多言語化	7
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	15
③ その他	18
(2) 生活支援	–
① 居住	19
② 教育	23
③ 労働環境	33
④ 医療・健康・福祉	39
⑤ 防災	45
⑥ その他	53
(3) 多文化共生の地域づくり	–
① 地域社会に対する意識啓発	57
② 外国人住民の自立と社会参画	63
③ その他	67

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

総務省プランの記述

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

- ・ 住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。
- ・ なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保すること。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成

- ・ 外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置すること。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

- ・ 通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。

エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用

- ・ 外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用すること。

以降のページで紹介する独自記述では、指針等に記載の施策をこの記号の区分により分類しています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>【これまでの主な取組】(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供 ② 行政・生活情報の提供</p> <p>ア. ・多言語生活情報の提供等 [市町村] ・多言語情報紙、生活ガイドブックの作成・発行、SNSによる情報発信 [県国際化協会]</p> <p>イ. ・外国人支援通訳サポーター紹介・育成等 [県国際化協会] ・相談窓口対応職員等研修等 [県] ・外国人相談対応体制の整備等 [市町村]</p> <p>ウ. ・みやぎ外国人相談センターの設置 (県国際化協会への委託事業)</p> <p>エ. ・各種サポーターとしての外国人材の活用 [県国際化協会]</p> <p>【施策の方向性と事業の取組方針】(ア)</p> <p><u>生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。</u> さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。また、ICT (情報通信技術) やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>ア. ・外国人住民向けに多言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語 及び日本語）で、生活情報や各種行政情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県外国人の生活ガイド」を作成し、県ホームページに掲載 ・ホームページにおける外国人住民に関係するページの多言語化を推進します。 ・外国人に情報を伝達する有効な手段の一つとして、外国人に分かりやすい「やさしい日本語」の普及を進めます。 ・海外資料の図書、雑誌・新聞、パンフレットなどの資料を収集し、市町村立図書館との連携による海外資料サービスを提供するとともに、図書館ホームページの情報の多言語化を推進します。 ・道路案内標識の整備 ・県有施設等における案内表示などのローマ字・英語併記、ルビ振りの推進 <p>イ. ・外国人総合相談センター埼玉の運営：外国人からの様々な困りごとの電話に対し多言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語及びやさしい日本語）で生活相談に応じ、適切な情報提供を行います。また、公共機関（県、市町村、病院等）の窓口などにおいて電話での通訳を実施するとともに、入管制度、労働問題及び法律問題といった専門的な相談に対しては、専門家と連携して電話や対面で専門相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談員の支援 ・相談機関の連携 <p>エ. ・キーパーソンを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の担い手となるキーパーソンを活用して外国人住民への行政情報の伝達や生活ルールの周知を図り、外国人住民の地域活動への参加を進めます。また、多文化共生の地域づくりのリーダーとして活躍してもらうため、キーパーソンの資質の向上を図ります。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>ア. ・HP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実 ・SNS等の活用など新たな情報発信 ・県HPの外国人向けコンテンツの充実 ・外国人対応の増加が想定される県の窓口等への多言語自動翻訳機の設置 ・外国人住民への多言語メールマガジンの配信（外国人向け生活情報・防災情報等の周知）</p> <p>イ. ・行政・生活全般の情報提供・相談対応を多言語で行う「外国人ワンストップ相談センター」の設置・運営 ・三者通訳機（トリオフォン）による生活相談の電話サポート ・厚生労働省富山労働局やハローワーク等における外国人向け相談業務の実施 ・日本語教育や通訳・翻訳に携わる人材確保・育成についての検討 ・国際交流人材バンクによる通訳・翻訳、災害時外国人支援等ができる人材の登録、紹介</p> <p>ウ. 「外国人ワンストップ相談センター」における外国人支援団体（日本語教室、NPO法人等）との連携会議の開催</p> <p>エ. ・日本語ボランティア養成講座の開催 ・日本語教室運営アドバイザーの派遣</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ・日本語が十分に理解できない外国人市民にも等しく情報が行き渡るよう、SNS等を活用し、多言語での情報発信を進めます。 ・公共施設等の多言語表記を進め、日本語が十分に理解できない外国人市民にも、生活しやすい環境づくりに努めると同時に、各種広報物等を制作する際に、内容に応じて多言語への翻訳も検討します。 ・本市での生活に役立つ情報として日常生活に必要な事柄をまとめた「生活ガイドブック」や、市政だより等の有益な情報を掲載した千葉市国際交流協会の「生活情報誌」の充実や周知に努めます。 ・市が作成している多言語パンフレットなどの情報を一元管理し広くお知らせすることで、外国人市民の方が必要とする情報へより容易にアクセスできるように取組みを進めていきます。 ・市内には100以上の国と地域出身の方がいるため、外国人市民の母語全てに対応することはできませんが、「やさしい日本語」であれば理解できる方がいることから、「やさしい日本語」の普及に努めます。</p> <p>イ. 「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」を開催</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>ア. ・名古屋市外国語版ウェブサイト、名古屋生活ガイドをはじめ、名古屋国際センターの情報カウンター・ウェブサイト・ソーシャルメディア、ラジオ放送、エスニックメディア等を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政ガイダンスの実施 ・ナゴヤカレンダーの拡充 ・窓口での「名古屋転ウェルカムキット」の配布 ・「やさしい日本語」を使った情報提供 <p>イ. ・多言語での相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電話通訳 ・通訳派遣 ・区役所窓口への通訳配置 ・職員の多文化対応力向上研修 <p>ウ. ・語学ボランティア派遣</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・案内看板などを多言語化するとともに絵図や分かりやすい表現を使う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の多言語化や振りがなに加え「やさしい日本語」を使い分かりやすい表現にする ・市ホームページや市民共同利用型ウェブサイト、SNSを通じて多言語で正確な情報提供を進める ・「多言語情報一覧」を市ホームページに載せる <p>イ. ・通訳を交えた対応や出張による通訳を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民向け相談窓口を充実し、広く知らせるとともに出入国、社会保険、保健・福祉、労働、教育などの関係機関や民間団体と連携を進め効果的な相談体制を整える <p>ウ. 岡山市国際交流協議会などと連携してボランティア通訳・翻訳の活用を進める</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. ・的確な情報提供方法の検討 ・「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化と的確な情報提供 ・行政情報多言語化加速事業 ・本庁舎及び各総合支所等の区有施設の案内サイン等の多言語化</p> <p>イ. ・港区国際交流協会における有償通訳ボランティアの拡充 ・情報の集約による利便性の向上 ・職員の多文化共生意識の向上 ・職員の語学力の把握による適材適所の配置</p> <p>ウ. ・商店街等多言語対応力向上支援</p>
市区町村	埼玉県川口市	<p>ア. ・ホームページ自動翻訳サービス ・市営駐車場案内看板の整備 ・多言語通翻訳 ・多文化共生情報誌 ・外国語版家庭ごみの分け方・出し方、外国語版家庭ごみ収集日早見表、川口市ごみの分別ガイド(WEBアプリ) ・外国語版転出・転入時手続きご案内 ・外国語資料の収集および提供 ・各種申込書の外国人利用者対応 ・外国語版ホームページ ・カウンター標記や掲示物の外国人利用者対応(中央図書館のみ) ・企画展覧会図録の発行</p> <p>イ. ・外国人相談窓口 ・外国人通訳・相談出張窓口、外国人諸手続相談</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・外国人市民支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【重点施策】市広報紙外国語版発行による外国人市民への情報提供 ・【重点施策】多言語・多文化啓発セミナー開催事業 ・各種案内・通知等の多言語化 ・サインのユニバーサル化推進 ・【重点施策】やさしい日本語の普及促進 ・【重点施策】多言語翻訳機の導入 ・外出機会の創出拡大による郷土への愛着高揚（多言語お出かけマップの充実） <p>イ. ・職員人材育成事業（外国人一括相談窓口の開設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人材育成事業（職員採用時における加点） ・外国人市民相談事業（ポルトガル語、中国語に加え、多言語に対応できる窓口支援・相談体制を整備） <p>ウ. 日本人市民と外国人市民が意思疎通をスムーズに図ることができるための通訳人材の育成に係る国・県への支援要望の実施</p>
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>ア. ・外国語版広報紙やフェイスブック、メール配信など、さまざまな媒体で行政情報などを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が多く利用する施設や関係団体などと連携し、情報提供します。 ・必要な情報を多言語や「やさしい日本語」などで提供します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県 知立市	<p>ア. 多言語による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスや生活のルール、日本の社会制度について理解してもらえるよう、また、生活していくうえで必要な行政サービスの情報を多言語で提供するとともに、ホームページの多言語閲覧を充実します。 ・広報掲載記事の中で、特に外国人に周知したい記事を英語・ポルトガル語で記載するとともに、自動翻訳システムにより、ホームページが多言語で閲覧できます。 <p>イ. 外国人相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポルトガル語の通訳を市役所及び保健センターに配置し、各課で各種相談・通訳補助を実施しています。多文化共生センターでは、曜日によって通訳が常駐し、相談を実施しています。
市区町村	大阪府 吹田市	<p>ア. ・年金や保育等各種行政手続きにおいて、外国語版のパンフレットを作成し、制度の周知などに努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、外国語の利用案内を作成し、日本語学習に役立つ図書のほか、外国語で書かれた資料も収集し貸出ししています。
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 行政情報や観光情報を多言語により発信します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安芸高田市のホームページに多言語対応のページを追加 2) 観光や地域の情報をSNSで発信 3) 上記実施のための調査研究 <p>イ. ・日本語学習支援者養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設における外国人の生活相談 ・多様なまちづくりを推進するコーディネーター制度の確立
市区町村	熊本県 八代市	<p>ア. 情報提供や案内表示の多言語化の推進</p> <p>イ. ・外国人市民の相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員のスキルアップのための研修強化

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

総務省プランの記述

ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

- 外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。

イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

- オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	ア. ・ニューカマーのための生活適応支援プログラム イ. ・日本語講座の開設等 ・日本語ボランティア支援
都道府県	埼玉県	ア. ・日本語学習の啓発や情報提供 ・外国人看護師候補者日本語習得支援、外国人介護福祉士候補者日本語習得支援
都道府県	富山県	ア. ・ 「外国人ワンストップ相談センター」における日本語教室等に関する情報の一元的な提供 ・ 生活オリエンテーションを兼ねた初期日本語教室の充実 （【現在】県内4か所：射水市、氷見市、黒部市、南砺市） イ. ・ 外国人技能実習生への日本語研修の支援（受入機関に対する助成） ・ボランティアによる日本語教室の開催
都道府県	静岡県	イ. ・地域日本語教室を活用した多文化共生の地域づくりを検討する研修会等を開催し、外国人県民の日本語・日本文化の学習機会の増加に努めるとともに、地域日本語教室と行政が連携し、 多文化共生の課題解決の場として地域日本語教室を活用できる仕組みづくり を推進します。 ・ 技能検定基礎級の合格率をあげるため、外国人技能実習生を対象とした日本語研修を実施 します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営 イ. ・名古屋国際センターにおける日本語教室、「 子ども日本語教室 」の運営 ・市内日本語教室との協働 ・日本語ボランティア活動の促進
政令指定都市	愛知県 名古屋市	イ. ・ やさしい日本語講座 、公民館や岡山氏国際交流協議会などと連携して語学教室を開催する ・ 日本語教室の教材にいろいろな行政情報を使う
政令指定都市	岡山市	ア. 外国人住民対象の税と年金の講習会 イ. ・ボランティア日本語教室 ・日本語ボランティア支援事業 ・日本語補充指導教室事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都 港区	イ. 港区国際交流協会による日本語教室を受講する区内在住、在勤、在学の外国人に対して、 受講料の一部を助成し、日本語の習得を支援
市区町村	福井県 越前市	イ. ・【重点施策】国際交流推進事業（日本語教室事業） ・外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施（休日、夜間等の開催の充実） ・国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	イ. ・日本語や日本社会についての学習機会を外国人市民へ幅広く提供します。 ・企業が外国人従業員のために行う日本語学習を支援します。 ・相互理解のために日本人市民と外国人市民がお互いの言葉を学び合います。 ・円滑なコミュニケーションのために、「やさしい日本語」の活用を推進します。
市区町村	愛知県 知立市	イ. 知立市国際交流協会の日本語教室の開催及び、 愛知県、愛知教育大学やJ I CE（一般財団法人日本国際協力センター）などの日本語教室の情報提供 を行います
市区町村	大阪府 吹田市	イ. 公益財団法人吹田市国際交流協会において、レベルに応じた日本語教室を開催しています。
市区町村	広島県 安芸高田市	ア. 多様な日本語学習支援体制の確立 ・ 各地域のニーズに対応した日本語学習支援体制の確立 ・企業と連携した日本語学習支援事業
市区町村	熊本県 八代市	イ. ・日本語学習の支援 外国人市民向けアンケートによると日本語の学習に関して、「ぜひ勉強したい」と「機会があれば勉強したい」を合わせると8割を超えており、その大半が安価なボランティア教室や自宅に近い教室を望んでいます。多様なニーズを考慮しながら日本語でコミュニケーションが取れない外国人市民を対象とした日本語教室を開催します ・ 多文化共生講座の実施 外国人市民向けに地域の生活様式や文化、歴史などを紹介する講座などを実施することで、地域や住民への理解を深めます。また、 日本人市民向けに対しても外国人にとってやさしい日本語の学習 や外国の生活や文化、歴史などの理解を深める講座を実施し相互理解に努めています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

③ その他

総務省プランの記述

- (なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	・みやぎのふるさとふれあい事業、ホストファミリーの登録と紹介等

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

総務省プランの記述

ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消

- 賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供すること。

イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

- 家庭ゴミなどの一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築すること。

ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

- 平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO、NGO、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

- 外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. ・あんしん賃貸住まいサポート店の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・多言語による県営住宅の入居者募集などの情報提供 ・不動産業界に対する啓発
都道府県	富山県	ア. ・外国語版「県営住宅募集案内」「県営住宅入居者の手引き」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産関係団体と連携し、賃貸人向けのガイドブック（外国人の入居受入れ実務等）を普及 ・技能実習生のためのシェアハウスなど、先駆的モデルとなるような空き家改修への助成 ・技能実習生を対象とした講習会の開催 イ. ・技能実習生の相談対応・援助等 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者相談コーナーの設置（富山労働局）
都道府県	静岡県	ア. ・外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供を促進するとともに、静岡県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の居住支援について情報共有・意見交換を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅受付・相談窓口における通訳の配置や多言語資料の作成・配布により、外国人に対し住まい方のルールを理解を促すとともに、外国人がより相談しやすい環境づくりを進めます。 ウ. 外国人入居者の多い団地について、地元自治会と協力し、外国人向け生活説明・意見交換会を実施していきます。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部の協力のもと、 民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。 イ. 近年、外国人市民の市営住宅への申込み及び入居の増加を受け、 入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. ・民間賃貸住宅等の情報提供 イ. ・市営住宅管理事務所等での情報提供

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	ア. ・公営住宅の設置者などと連携し、 必要な言語に応じた申込時や入居時の説明に努め、共用部分については入居者の状況に応じて多言語表記の設置を検討する。 ・住宅の支援に関する制度や日本の住宅に関する習慣などの情報を提供するとともに、多言語での情報提供にも努める ウ. 町内会の仕組みなどの情報を提供し加入を促すとともに町内会などと連携して地域のルールや行事などの情報を広く知らせる
市区町村	東京都 港区	イ. 転入者向けに配布するウェルカムパッケージ （窓口で転入手続を行った外国人に、生活に役立つ情報、行政情報の多言語刊行物を集約して配布）
市区町村	埼玉県 川口市	ア. 住居相談の対応 外国人住民が賃貸住宅に入居しようとした際に発生が予想される様々なトラブルに対応するため、外国人相談窓口で相談を受けたり、より専門的な窓口へ誘導するなど、直面する問題の解決を支援
市区町村	福井県 越前市	ア. ・ 住宅支援事業（外国人の住宅の取得等に対しても、費用の一部を補助する） ・市営住宅への入居支援（ポルトガル語版のチラシにて、入居の支援を行う） イ. ・公共交通対策事業（外国人住民異動窓口での転入者向け配布物に、市民バス時刻表の外国語版を同封し周知する） ・ゴミの分別出前講座事業（外国人向けごみ分別について、町内会単位でも実施する） エ. ・日常生活相談業務事業
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	イ. 美濃加茂市で生活するためのルール等の学習機会を提供します。 ウ. 自治会や子ども会への加入を勧めます。 エ. 相談窓口を設置し、生活しやすい環境の整備を推進します。
市区町村	愛知県 知立市	ア. 市営住宅の募集案内を、ポルトガル語で記載し、情報の提供に努めます。また、県営住宅募集情報も多言語で情報提供していきます。 日本人市民と共生できる地域社会を目指し、U R入居に際し、通訳による入居説明会を開催し、日本の生活習慣や共同住宅のルールを説明します。また、入居中においても、現地管理サービス事務所に通訳を配置するとともに、各種案内文についても翻訳版を作成するなどして共生に向けた取組みを継続して進めます。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

① 居住

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町 村	大阪府 吹田市	なし
市区町 村	広島県 安芸高田市	なし
市区町 村	熊本県 八代市	ア. 外国人市民の住居探しの支援 外国人市民が、住居探しで困ることのないように市内の不動産事業者などと連携を図ります。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

総務省プランの記述

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

- ・ 小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

- ・ 日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

- ・ 親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

- ・ 学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

オ. 進路指導および就職支援

- ・ 外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・ 児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化

- ・ 各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

- ・ 保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	イ. ・日本語ボランティア支援、 多国籍児童生徒支援等 ・日本語指導非常勤講師の配置等 ・日本語指導補助者の配置等 ・国際交流ライブラリーの整備、 漢字学習用教科書の発行と配布 、外国籍児童生徒支援事業
都道府県	埼玉県	ア. ・高校進学ガイダンスの開催 ・外国人特別選抜の実施 イ. ・帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート ウ. ・多文化共生推進員の配置 ・多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施 オ. グローバル人材育成センター埼玉における就職支援
都道府県	富山県	ア. ・日本語指導教員の配置 ・外国人相談員等の配置 ・多文化共生推進員（ブラジルの教育経験者等）の小学校での受入れ ・「外国人児童生徒教育の手引」の作成・配布 ・小中学校教員、外国人相談員等を対象とした外国人児童生徒に対する適応・日本語・教科指導研修の充実 ・外国人児童生徒を対象とした日本語学習支援 ウ. 富山県警察学生安全ボランティア等と連携した外国人児童生徒の学習支援や居場所づくり オ. ・外国人の子供の就学・進学支援及びキャリア支援のあり方について検討 ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握、学校への円滑な受入れ ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の推進 ・高校進学の意義や仕組みについてのパンフレット及びDVDを5か国語で作成 ・高等学校入学者選抜における配慮（検査問題の漢字にふりがなを付す）

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・各市町教育委員会が実施する就学前の外国人の子どもに対する取組について、調査を行い、その結果を関係機関等に情報提供し、連携を図ります。</p> <p>・就学前の外国人の子ども等が学校や社会に適応し、日本での生活に早くなじめるよう、日本語学習や生活指導等を充実するための取組を、県や市町の国際交流協会、NPO等と連携・協働して推進するとともに、取組成果の普及に努めます。</p> <p>イ. これまでの相談員等の派遣に加え、日本語支援コーディネーターを任用し、日本語による日本語支援及び、教科学習支援を充実させていくための体制整備を図っていきます。日本語支援コーディネーターと連携し、2016(平成28)・2017(平成29)年に実施した外国人の子ども支援員養成講座修了生の市町での活用促進を図り、外国人の子どもの支援体制整備を推進します。</p> <p>エ. 外国人の子どもの不就学実態調査を実施し、外国人の子どもの就学促進を図ります。</p> <p>オ. ・市町教育委員会の実践について、県連絡協議会において情報共有し、より、児童生徒及び保護者にとって有益な情報を与えられる進路ガイダンス等の実施を促していきます。</p> <p>・外国人の子どもの教育環境の整備について、外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議の開催等により、県、市町の多文化共生担当課、教育委員会、国際交流協会等の関係者間で課題を共有し、行政、学校、地域が連携した支援体制構築を推進します。</p> <p>・外国人生徒支援事業を継続し、学習支援員が外国人生徒の多い学校に行き、適応指導、学習指導等を行います。</p> <p>・義務教育未修了の外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、中学卒業程度認定試験の改善など、機会を捉えて国に対して要望を行います。</p> <p>カ. ・教員が外国人児童生徒の教育的背景等についての理解を深め、教員の国際化を推進するため、JICAボランティアへの現職教員派遣を促進します。また、帰国後、派遣教員を外国人児童生徒が多く在籍している学校に勤務させる等、海外派遣の経験を十分に生かせる環境を整備します。</p> <p>・教員採用選考試験において、経験、語学力、資格を重視するなど、更に特別枠の採用方法を改善し、対象となる児童生徒に対応した外国語が堪能な教員の確保に努めます。各教育事務所において行う外国人児童生徒担当教員等研修会に加え、希望する市町を会場に日本語支援が必要な児童生徒支援研修会を実施し、資質向上を図ります。</p> <p>・基礎定数化に向けて、適切に対応し、教員数の確保について、国への要請を継続していきます。</p> <p>・研修会において「やさしい日本語」について周知するとともに、日本語指導法等について演習等を実施し、教職員の資質向上を図ります。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ウ. ・外国人・帰国児童生徒が学校生活に適応できるよう、外国人児童生徒指導協力員を派遣</p> <p>・授業に無理なく参加できる日本語を習得するための日本語指導通級教室の増設</p> <p>オ. 外国人留学生を受け入れている大学や企業関係者、千葉市国際交流協会等と連携して、市内企業への就職機会の確保に努めます。</p> <p>カ. ・教員を対象として、国際理解教育や日本語指導について理解を深める研修を行い、日本語を母語としない青少年が、将来希望する進路に進み社会で活躍できるよう支援</p> <p>・各教科等と関連させた国際理解教育を実施</p> <p>・進路指導の一環として、JICA（独立行政法人国際協力機構）による海外派遣や海外の日本人学校勤務の経験がある教員から児童・生徒に対して海外での体験を伝える取組み</p>
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>ア. ・入学のご案内及び就学援助のお知らせの外国語版の作成</p> <p>イ. ・「日本語教育相談センター」の運営</p> <p>・日本語指導のための教員等の配置</p> <p>・母語学習協力員の配置</p> <p>エ. ・不就学児童状況把握</p> <p>・就学促進の取組み</p> <p>オ. ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス</p> <p>カ. NIC（ニック）地球市民教室の活用</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・外国人市民の就学意識を高め日本の教育制度への理解を進めるための機会を提供する。</p> <p>・外国人保護者が子どもの学校生活について理解でき、孤立することのない体制を整える</p> <p>ウ. 町内会や子ども会、事業者など地域ぐるみで外国人市民の子どもの教育についての取組みを進める</p> <p>オ. ・小学校や中学校への就学、進路などについて説明する機会を提供するとともに学校と連携して多言語による相談を行う</p> <p>・外国人市民の子どもの就学状況などを把握しその結果を踏まえた就学支援を検討する</p> <p>カ. ・異なる言語や文化、習慣などに配慮するとともに違いを認め合う多文化共生の教育を実施する</p> <p>・国際理解教育を推進し国際感覚を持った子どもたちを育てる</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>ア. <u>こんにちは赤ちゃん事業</u>(生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供することを目的とする事業で、対話集の作成により外国人住民世帯を訪問した際の円滑な交流を促進)</p> <p>イ. ・日本語補充指導教室事業 ・ボランティア日本語教室</p> <p>エ. 外国の文化にルーツをもつ子どもの中には、様々な事情により小中学校に通えない児童生徒がいます。本人やその家族の将来のためにも義務教育課程を修了することが望まれることから、小中学校への就学を促していく必要があります。</p> <p>オ. ・<u>川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金</u> ・<u>日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会</u></p> <p>カ. ・<u>小中学校へのネイティブスピーカーの配置や文部科学省の指導要領改訂による小学校中学年の外国語科新設に対応するため専任教員を増強する</u>など、外国語教育のさらなる充実に努めます。 ・<u>民間企業のネイティブスピーカーを、市立小・中・高等学校に配置して、外国語活動・国際理解教育の推進</u> ・中学生、高校生海外派遣事業</p>
市区町村	東京都 港区	<p>ア. <幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援体制の拡充> ・<u>保育園入園時の保護者の面接等に、通訳者を派遣します。</u> ・保育園において、必要な場合に特定の食材を避けるなど、子どもの宗教に対し、配慮します。 ・<u>幼稚園において、学生ボランティアや地域の高齢者、言語翻訳機等を活用して、教員が園の方針や園生活の様子などを外国人の保護者に説明できるようにするとともに、園からの配布物等の翻訳について検討します。</u></p> <p>ウ. 赤坂・青山子ども中高生共育(ともいく)事業</p> <p>カ. ・国際化に対応した教員の育成 ・国際化に対応した日本語教育の拡充 ・国際学級の充実</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・就学に関する外国人市民への支援（学校入学時の就学案内（外国人保護者のための説明会開催含む）や、就学援助制度の情報提供（申請書翻訳を含む））</p> <p>・就学相談や進路相談における外国にルーツを持つ子どもへの対応</p> <p>・各種手当申請時の説明資料の多言語化（児童手当、保育園入園書類等について多言語化）</p> <p>イ. ・外国人児童生徒支援事業（①日本語初期指導員（学校巡回）、②アクセスワーカー（複数校兼務）、③日本語基礎指導員（学校配置）④外国人児童生徒対応支援員（学校巡回））</p> <p>・高校等への外国人生徒支援員の配置（県への要望）</p> <p>・【重点施策】プレクラス機能充実事業（児童生徒の初期日本語教育支援）</p> <p>・市児童発達支援センターによる発達支援と相談支援</p> <p>・保育園及び放課後児童クラブへの通訳及び外国籍児童対応職員の配置</p> <p>ウ. 【重点施策】子どもの居場所づくり（外国籍の子ども対象の日本語習得支援・家庭学習支援）</p> <p>カ. ・外国籍の気がかりな子どもへの対応</p> <p>・【重点施策】保育士・幼稚園教諭向けポルトガル語講座事業</p> <p>・学校における人権意識の啓発</p> <p>・夏休み宿題サポート事業</p>
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>ア. 保育園やこども園において、小学校就学前の子どもとその保護者を対象としたプレスクールを実施し、日本の学校生活に適應できるよう支援します。</p> <p>イ. 外国人児童生徒初期適応指導教室「のぞみ教室」や「国際教室」で学校生活に適應できるよう支援します。</p> <p>オ. キャリア教育将来の自分の目標や夢などを見つけるための教育を推進します。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分 Z	団体名	内容
市区町 村	愛知県 知立市	<p>ア. ・外国人の就学予定児に対し、小学校入学前に学校生活や学習の支援を行います。</p> <p>・早期適応教室（杜若教室）を設置し、日本語教育が必要な児童生徒に対し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行っています</p> <p>・経済的な理由で学校に通わせるのが困難な外国人児童・生徒の保護者に対し ポルトガル語、英語、タガログ語でのチラシ、申請様式を用意し、学用品費、給食等を支給する就学援助制度を行っています。また、就学に際し、様々な不安を抱える家庭に対し、通訳を配置し随時相談を行っています。</p> <p>イ. ・外国にルーツを持つ児童生徒への、日本語学習支援教室の運営に対し補助金を交付し、子どもの学習支援の充実に図ります。</p> <p>・外国人児童・生徒を対象に、日本語指導助手やボランティアが学習支援を行っています。</p> <p>・日本語教育が必要な児童生徒に対する語学指導や、生活適応指導等を行っています。</p> <p>エ. ・「新たな一人を出さない、一人を救う」を目標に掲げ知立市不登校、いじめ未然防止協議会を設置し、活動しています。また、知立市適応指導教室、校内適応指導教室を設けたり、8 月にはチャレンジキャンプを実施したりして支援体制の強化、環境づくりに努めています。</p> <p>カ. 学校教育活動の中で、保護者も交えた交流を実施したり、授業を通じて多文化共生の意識を高めたりします。</p>
市区町 村	大阪府 吹田市	<p>キ. ・未就学の子どもを育てている外国籍市民等や日本人の親子が集い、遊びを通して親子の友達づくりを支援するための事業や地域の学習ニーズを生かした講座などを各地区公民館など公共施設を活用し多様な取組みを行っています。</p> <p>・日本語理解が十分でない帰国又は外国籍市民等の児童などに対して、通訳を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導等の充実に努めるとともに日本語適応教室を設置し、学校での日本語の習得を支援しています。</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	イ. 外国人児童生徒に対する総合学力支援事業 ・ 放課後における子ども学習支援事業 ・ 長期休暇における子ども学習支援事業 ・日本文化体験事業 ・他地域における外国につながる子どもたちとの交流事業 ウ. ・市民、行政機関、公共機関に向けた「やさしい日本語」講習の実施 オ. ・拠点施設における外国人市民の子どもの学習支援（進学、進級を目的としたカリキュラムを使用） カ. ・市内小中学校を対象とした多文化共生授業の開催 ・ 外国につながる子どもたちへの母語教育支援事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

② 教育

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	熊本県 八代市	<p>イ. 外国にルーツを持つ子供たちの支援として、教育現場における日本語指導員の配置や相談体制の充実を図り、学校や家庭におけるコミュニケーションを促進します。</p> <p>ウ. 民間団体等の国際交流活動の支援 ロータリークラブといった民間団体等の国際交流に関する取り組みや事業を把握するとともに、その活動の充実支援に努めます。</p> <p>カ. ・修学旅行や留学、ホームステイの支援 海外への修学旅行や留学、ホームステイを活発化するために、市内の教育機関等に対して、友好提携都市をはじめ、様々な国・地域の情報提供に努めます。また、市内の教育機関に在学する外国人留学生の支援に努め、将来の人材確保につなげるとともに、本市の魅力を母国に宣伝してもらおう観光大使に育てる取り組みを進めます。</p> <p>・外国人派遣制度等を活用した外国人人材の登用による国際理解の促進 ALTやCIRを積極的に採用し、教育現場の英語教育の強化、経済交流や多文化共生活動等の推進や支援など多岐にわたる活動を通して、国際理解の促進を図ります。</p> <p>・グローバル化に対応した英語教育や国際教育の充実 市内の幼稚園・小・中学校・特別支援学校において、世界を舞台に活躍する人材を育成するため、ALTを積極的に活用した語学教育の充実のほか、青年海外協力隊経験者による活動体験報告を通じて国際理解を深めるなど、本市独自の取り組みを進めます。</p> <p>・生涯学習としての語学講座の実施 生涯学習の一環として、親子で参加できる外国語講座やシニア世代にも親しみやすい講座の開設を行います。また、身についた語学スキルを試せる機会の提供に努めていきます。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

総務省プランの記述

ア. ハローワークとの連携による就業支援

- 外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善

- 地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。

ウ. 外国人住民の起業支援

- 起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	ア. 6 就労支援の促進 ○関係機関等との連携を強化するとともに、外国人県民に対し、 就職支援や起業相談等に関し情報など就労定着のための情報提供を行います。 ○事業者に対し、外国人県民の雇用に関し情報提供やセミナー開催、啓発ツールの作成等により雇用促進に向けた啓発を行います。 ○ 外国人留学生の県内企業への就労に向けて支援を行います。 ○国の動きや先進事例等を踏まえながら、外国人材の受入体制の在り方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。
都道府県	埼玉県	イ. ・企業向け労働セミナーの開催 ・ 外国人も参加しやすい技能講習の開催 ・外国人看護師候補者就業研修支援 オ. 外国人への創業・ベンチャーの支援
都道府県	富山県	ア. ・県内における外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催 ・近隣大学における外国人留学生を対象とした就職相談会・企業研究会の開催 ・ 首都圏や関西圏における外国人留学生を対象とした合同企業説明会の開催 ・本県と就職支援協定を締結している大学における外国人留学生を対象とした学内企業説明会の開催 ・ アセアン地域及びインドから県内企業と合同で留学生の就学から就業までを一体的に支援する制度の実施 ・アジア各国で学ぶ大学生に日本語や県内産業知識等を現地で研修し、県内企業での就職・活躍する人材の育成・確保を支援する事業の実施 ・外国人留学生の県内企業への就職を支援するグローバル人材向け就職支援セミナーの開催 ・県内企業の外国人留学生の採用・活躍を促進するための企業向けセミナーの開催 ・外国人材が活躍する企業の知識・ノウハウ等を他企業と共有する見学会等の開催 ・労働局と連携した外国人留学生の就職・雇用促進に係るイベント等の周知

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. しずおかジョブステーションで外国人の求職者に対する就職相談を実施します。しずおかジョブステーション西部ではポルトガル語の通訳を配置するとともに、外国人の求職者を対象に、礼儀作法の習得や面接対策のセミナーを実施します。</p> <p>イ. 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者受入企業に、外国人労働者の多様性に配慮しながら、安全で働きやすい職場環境を確保してもらうことを要請し、外国人労働者の労働環境の整備を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労意欲の高い定住外国人と、定住外国人を長期雇用したい企業を対象に、新たな就業・定着支援の仕組みを構築し、その普及を図ります。 ・農業分野においては求人情報の提供や就労体験機会の提供など、定住外国人の就労を支援します。 ・定住外国人の就労支援策として、全県で民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の充実を図ります。 ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、留学生の就職支援を行うとともに、留学生と県内企業との交流を促進します。 ・外国人の介護職の就業を促進するため、受入施設研修担当者に対し、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境等受入を可能にするための情報を提供します。 ・外国人介護職員の介護現場への定着と介護サービスの向上を目指し、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語能力の向上を支援します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修</p> <p>ウ. 特区の規制改革メニューを活用し、外国人の創業を支援するなど、外国人市民と日本人市民がともに働く場の創出</p>
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生就職フェアの開催 ・留学生のための就職活動支援セミナー <p>「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・岡山労働局などの関係機関と連携して外国人市民の就業環境の改善に向けた情報を広く知らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山労働局などの関係機関と連携して外国人市民の労働保険、社会保険への加入を促すための情報を広く知らせる ・ハローワークと連携して外国人市民の就業を支援する <p>ウ. 起業意欲のある外国人市民に対して情報を提供する</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	イ. ・外国人労働者についても労働関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法など)が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。 ・ 技能実習生及び研修生を対象に、川口市で生活する上で必要な生活マナー等の情報提供に加え、地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を開催します。
市区町村	東京都 港区	なし
市区町村	福井県 越前市	ア. 雇用促進対策事業（ハローワーク等の関係機関と連携する中で外国人労働者の現状や情報共有を行い、他施策に反映） イ. ・産業人材育成支援事業（外国人技能実習生技能検定受験に対して、企業へ補助金を交付する） ・ 労働者融資事業 （越前市内に住所を有し、労働組合が組織されていない事業所に勤務する勤労者及び労働組合に加入できない勤労者に信用保証料の1/2を補給する。要件を満たしていれば、外国人労働者も対象となる。） ・ アタック100事業（各事業所における外国人労働者雇用の現状など情報共有を行い、他施策に反映させる。）
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. ハローワークなどと連携し、就業を支援します。 イ. 企業・事業所や教育機関と連携し、若者の市内就業を支援します
市区町村	愛知県 知立市	ア. 公共職業安定所をはじめとした関係機関と就労状況の把握及び課題を共有・協議します。また、外国人求人情報を外国人相談窓口等に配付し、就労に向けた情報提供を行います
市区町村	大阪府 吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

③ 労働環境

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>イ. 外国人雇用促進体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の企業の実態調査を行い現状の把握やニーズを調査 ・他の自治体で定着している例を調査・研究し何が必要か、何をすべきかを検討 ・調査の分析を行い、どうすべきか、何をすべきか行政、企業、各種団体等で検討会議を設置し促進体制づくりの検討 ・既に、外国人雇用体制のある企業や団体などが人材受け入れを行う際、必要に応じて支援 <p>ウ. 国内外からの定住外国人人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国からの留学生受入れ側などの事業連携を図り、国や地域を絞った活動 ・外国人起業家への会社設立支援体制づくり ・上記の実施のための調査研究
市区町村	熊本県 八代市	<p>イ. 経済団体等との連携</p> <p>教育機関や八代商工会議所、八代市商工会等との連携により、海外展開に対する知識の向上や意識の醸成を図るとともに、市内企業等と国内で就職を目指す外国人留学生のマッチングなど側面的支援を行います。</p> <p>ウ. 外資誘致の促進</p> <p>海外からの投資や外資系企業の立地により、地域経済に様々な波及効果をもたらすことが期待されるため、JETRO等の関係機関との連携により本市への誘致を促進します。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

総務省プランの記述

ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

- ・ 地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記

- ・ 診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築

- ・ 広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

エ. 健康診断や健康相談の実施

- ・ 外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応

- ・ 多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

- ・ 介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>イ. 医療機関における情報の多言語化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療通訳の可能な医療機関について周知を図ります。また、医療通訳の活用について、実態等を把握しながら必要な対応を検討します。 <p>保健福祉分野の情報の多言語化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出産、子育て、福祉に関し相談対応時の通訳ボランティアの活用や資料の多言語化を推進します。 <p>ウ. 通訳活用等による多言語対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や医療機関の利用時や災害時に対応する通訳ボランティアの体制整備及び相談窓口の周知を行い、多言語対応を推進します。
都道府県	埼玉県	<p>ア. 外国語が通じる医療施設の情報提供</p> <p>イ. ・エイズ即日検査依頼書の英語版の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の法定書類などの多言語化 <p>ウ. ・専門的通訳ボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人受診患者に係る通訳対応
都道府県	富山県	<p>ア. ・とやま医療情報ガイドHPに外国語対応可の医療機関情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を選出し、外国人対応を充実 ・医療保険や介護保険への加入促進、多言語対応の充実 ・国による感染症対策の取組みの周知（外国人に対する予防接種、入国前の健康状態の確認等） <p>イ. エイズ相談・検査時の外国語パンフレットの作成（5か国語）</p> <p>ウ. ・市民病院における医療通訳者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口、コールセンターへの相談時、専用電話を介しての通訳サービス（10か国語） <p>エ. 技能実習生に対する健康診断（結核関係）の実施を監理団体に依頼</p> <p>オ. ・乳幼児健康診査・予防接種の未受診者に多言語の資料により受診を奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語版母子健康手帳・予防接種予診票の交付 <p>カ. HPに公的年金制度について多言語で掲載</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・2017（平成29）年度に立ち上げた静岡県医療通訳推進協議会（事務局 多文化共生課）により、一定レベル以上の知識を持つ医療通訳者の養成や医療機関の医療通訳者の受け入れ体制整備、医療機関等の依頼に応じた医療通訳者の紹介に取り組み、外国人県民が安心して医療機関を受診し、健康に暮らすことができる環境の整備に取り組んでいきます。</p> <p>・「医療ネットしずおか」*により、複数言語による医療情報の提供を継続するとともに、システムの一層の周知を図ります。</p> <p>・外国人向け国民健康保険制度パンフレット（6か国語版）原稿を、引き続き県内市町へ提供し、市町等が実施する多言語による外国人県民への制度周知を支援します。</p> <p>ウ. 医療通訳者の福祉分野での活用について、福祉関係課等と協議・検討していきます。</p> <p>エ. 多文化ソーシャルワーカー*の育成のため、公益財団法人静岡県国際交流協会、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会と協力して研修会を開催します。また、受講者数が少ない東部・伊豆地域からの参加を促すべく、開催方法等の工夫をします。</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	なし
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>イ. ・多言語での健康情報等の作成</p> <p>・市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応</p> <p>ウ. ・あいち医療通訳システムへの参加</p> <p>・外国人結核患者等への通訳派遣</p> <p>エ. ・外国人向け健康相談事業</p> <p>・外国人結核健診</p> <p>オ. ・外国人家族向け子育て教室</p> <p>・通訳者の子育て教室への配置及び新生児・乳児訪問への同行</p> <p>・保育所における通訳の配置</p> <p>カ. ・高齢者及び障害者等の状況把握</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ホームページなどを通じて休日・夜間当番医の情報を提供する</p> <p>イ. 表示や医療問診票などを多言語化する</p> <p>ウ. 医療通訳を養成する</p> <p>エ. 健康診査や健康相談を多言語により広く知らせる</p> <p>オ. 母子保健に関する情報を多言語により提供するとともに育児相談を必要とする世帯を支援する</p> <p>カ. 高齢者福祉制度や障害者福祉制度を多言語により広く知らせる</p>
市区町村	埼玉県 川口市	<p>ア. 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供</p> <p>イ. 医療機関における多言語対応の推進</p> <p>ウ. 医療通訳者の養成・活用</p> <p>エ. 健康診断や健康相談の実施</p> <p>オ. 保育などの子育て情報の提供</p> <p>カ. 外国人高齢者等福祉手当（年金受給資格のない在日外国人高齢者及び在日外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的として、川口市の住民基本台帳に記載されており、引き続き1年以上居住していて、かつ法務大臣の永住許可及び特別永住許可を受けている大正15年4月1日以前に生じた方、又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けている方に対し月額5,000円を支給）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. 外国人が必要とする言語で受診可能な医療機関に関する情報を、必要な際に容易に見つけることができるよう、収集した情報を集約し、港区ホームページで公開します。</p> <p>イ. 感染症や結核等、疾病の予防に関して、提供する情報の多言語化を推進するとともに、タブレット端末を活用し、コミュニケーションを円滑にします。各種予防接種の案内を必要に応じて多言語化するなど、外国人対象者にも分かりやすく情報を提供します。</p> <p>ウ. 生命、財産等の重要事項に係る各分野（保健、医療、法律等）に精通した通訳について、港区国際交流協会から専門の事業者に委託するなど、対応できる体制を整備します。</p> <p>エ. <保健に関する円滑なコミュニケーション></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診査の案内等を、多言語で提供します。 健康診査実施医療機関名簿に、外国語対応ができる医療機関を表記します。 健康診査実施医療機関名簿を英語に翻訳し、港区ホームページに掲載します。 母子保健事業において通訳者を派遣し、外国人がサービスを受けることができる環境を整備します。
市区町村	福井県越前市	<p>イ. 母子保健・予防接種・健康診査・健康21 推進事業（保健指導等で使用するパンフレット等について、翻訳が必要なものを見極め、優先順位をつけて作成し、外国人への保健指導等をスムーズに行う）</p> <p>ウ. 幼児健診時の通訳配置（集団で実施している1歳6か月児健診及び3歳児健診には通訳が配置されている健診日を設けているが、2歳6か月児歯科健診には通訳が配置されておらず、外国人の参加数が少ない。2歳6か月児歯科健診においても通訳の配置する健診日を設け、外国人が参加しやすく、参加率増加を図る。）</p> <p>オ. 外国人保護者に対する健康支援（幼児健診に参加する保護者に対し、健康に対するアンケート調査を実施し課題を探り、適切な健康事業へとつなげる。）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

④ 医療・健康・福祉

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	健康や福祉、医療などの制度や利用方法の情報を提供します
市区町村	愛知県 知立市	なし
市区町村	大阪府 吹田市	なし
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. 医療通訳の連携実現のための調査研究
市区町村	熊本県 八代市	ア. 外国人市民 の生活支援（医療・保健・福祉など） 外国人市民が医療・保健・福祉などのサービスを受けやすくするため、現場への通訳派遣や多言語対応の整備、情報の発信などを関係機関と連携しながら推進します

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

総務省プランの記述

ア. 災害等への対応

- 平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。
- また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

- 災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこと。

ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

- 地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定

- 東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

- 災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 防災訓練への参加促進、防災ハンドブックの作成・配布、技能実習生との共生の地域づくり推進事業等 ・防災研修の実施、民生委員等向け意識啓発等 ウ. 災害時通訳ボランティアの整備（県国際化協会への委託事業） オ. 多言語支援ツールの作成（防災ハンドブック・ヘルプカード等）
都道府県	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 多言語による防災ハンドブックの作成・配布 ・防災訓練情報の提供 ウ. 災害ボランティアの育成 ・災害ボランティア派遣体制の整備 オ. 災害時多言語情報センターの設置 ・やさしい日本語や多言語による災害情報の伝達体制の整備 ・避難所会話セットの提供
都道府県	富山県	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害時における外国人対応ガイドブックの作成 ・災害時の外国人支援のための防災訓練事業（災害時に外国人住民を支援する人材の確保・育成、北陸3県合同の広域連携訓練等） オ. 防災・気象情報に係る県HP「富山防災WEB」の多言語化 ・外国人のための防災情報等を提供するFMラジオ番組「BOUSAI RADIO」の放送 ・避難誘導標識（避難場所）の多言語化 ・地震防災マップ、洪水ハザードマップの多言語化 ・「災害多言語支援センター」の設置ガイドラインの作成

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>ア. ・地震防災ガイドブック、避難生活ガイドブック（多言語版・やさしい日本語版）を活用した防災研修の開催及び啓発を実施します。</p> <p>・国際交流員による外国人キーパーソンの把握及び連携に努めます。また、キーパーソンを活用した外国人県民の防災訓練参加の働きかけを行います。</p> <p>・各種啓発資料の記載内容を充実し、外国人への更なる防災知識の普及や家庭内対策の必要性を周知することにより、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>・外国人向け啓発資料を作成することにより、市町の外国人防災対策を支援します。</p> <p>ウ. 災害時には、要配慮者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成するため、平時から市町等と連携して外国人県民に対して防災教育や防災情報の提供を行うとともに、地域で行われる防災訓練などへの参加を促進します。</p> <p>エ. 外国語ボランティアバンクの活用を含め、多言語支援センターの設置、県庁内の応急体制について検討し、災害時の外国人県民の支援体制を整備します。あわせて、市町国際交流協会、地域日本語教室と連携した災害時の情報伝達手段や、他自治体との災害時相互応援協定の締結について検討します。</p> <p>オ. SNSを活用した多言語による情報発信とSNSの周知に努めます。</p>
政令指定都市	千葉県 千葉市	<p>ア. ・外国人市民向けの防災教室の開催</p> <p>ウ. 外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。</p> <p>エ. 市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所に設置されます。</p> <p>オ. ・「防災ガイドブック（冊子・動画）」の普及促進</p> <p>・SNS等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	愛知県 名古屋市	<p>ア. ・外国人防災啓発事業 ・災害時における指定緊急避難場所等の周知</p> <p>ウ. ・地域及び各団体とのネットワークづくり ・災害語学ボランティア制度の管理運営</p> <p>エ. ・外国公館との連携</p> <p>オ. ・多様な手段による災害情報の提供</p>
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・防災対策についての多言語化に取り組み外国人市民に対して防災知識を広める ・機会を捉えて外国人市民に対する防災学習や防災訓練を行う</p> <p>ウ. 岡山市国際交流協議会や岡山県国際交流協会、町内会、岡山市社会福祉協議会などと連携して災害救援ボランティアなど災害時に活躍できる人材を育成する</p> <p>エ. ・外国人コミュニティ、支援団体、大学・短大・専門学校、関係機関等の関係者と普段からの関係をつくり、ネットワークを構築する ・関係団体とのネットワークを活用して、外国人市民への情報伝達を補完する仕組みや被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みをつくる</p> <p>オ. ・わかりやすく伝わりやすい言葉を用いるとともに、多言語化とやさしい日本語の活用を進める ・SNSやラジオ放送などを利用して情報を発信する ・避難所では多言語による表示や相談窓口を設けるなど外国人市民のニーズに応じた対応を行う</p>
市区町村	埼玉県 川口市	<p>ア. ・防災訓練講習会（地震等の災害についての知識や災害時の適切な対応を理解するための基礎的な訓練を防災課・川口市社会福祉協議会と一緒に指導）</p> <p>ウ. 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備 ・外国人に特化した防犯・交通安全啓発</p> <p>オ. 災害時における多言語対応</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>ア. ・日本の災害や防災対策等の防災に関する基礎知識を習得できるよう、外国人を対象としたワークショップ等の防災イベントを開催します。消防署、NPO団体、企業、ボランティア等と連携し、様々な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助等コミュニティ参加の視点から防災活動への自主的な参加の重要性について、パンフレットや出前講座等を充実させ、啓発します。 ・訓練について英語及び「やさしい日本語」で周知し、大使館、港区ホームページ、掲示板、地域情報紙（誌）等を通じて、参加を呼び掛けます。 ・英語対応の通訳者を配置するなど、外国人が参加しやすい環境を整備します。 <p>ウ. ・災害時に外国人に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう、多言語によりコミュニケーションの橋渡しをする港区国際防災ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の登録制度を運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者に対しては、継続的に災害時に必要な知識や通訳技術、「やさしい日本語」等の研修を行い、ボランティアとして育成していきます。 ・災害発生時にボランティアを派遣するに当たって整備した災害対応マニュアルは、状況に応じて更新します。 ・ボランティアが、防災訓練や区のイベント、地域活動等、平常時から様々な場面で活躍できるよう環境を整備します。 ・留学生を含め、学生がボランティアとして活躍できるよう、大学等と連携します。 <p>エ. ・地域の大使館等との災害時の連携体制を構築し、運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大使館等の災害時の対応状況や日常の防災対策について把握し、必要な行政情報を提供します。 ・出前講座や会議等をとおして、災害時に必要な知識を普及・啓発します。 ・災害時に、自らのことは自らが守るという「自助」の考えを、麻布地区管内の外国人が勤務している事業所に対し周知するとともに、地域において、お互いに助け合うという「共助」の体制を強化します。 <p>オ. ・災害時や感染症の発生時等、緊急情報を提供する際に、区民のみならず在勤、来街者等の外国人にも情報を届けるため、様々な媒体で情報を即時に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区ホームページのトップページに多言語で情報を表示するほか、Twitter、Facebook等のSNS及び区有施設等に設置しているデジタルサイネージを活用し、緊急情報を多言語で提供します。 ・多言語に加えて、「やさしい日本語」でも情報を提供します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	ア. 防災訓練への参加促進（外国人市民が災害時に的確な行動が取れるよう、防災意識の向上を図る。） ウ. 国際交流推進事業（他市の国際交流協会と連携し、外国人の防災対策について、広域での取組みや相互支援体制の在り方を検討する。） オ. ・情報発信事業（災害発生時における外国語での情報発信） ・ 避難場所リストの外国語版の配布
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. 外国人市民に対し、防災訓練の参加を呼びかけ、防災意識の向上を目指します。 ウ. 災害時に備えて、外国人防災リーダーや外国人ボランティアを育成します。 エ. 防災行政無線やFMラジオなどで多言語での災害情報や避難情報を提供します。
市区町村	愛知県 知立市	ア. 外国人児童・生徒に防災教育を行い、子どもを通して保護者の防災意識の高揚を図ります。また、大学と連携し中学生・高校生の防災リーダーを育成します。 イ. 災害用安否メールの外国人対応システムを導入し、災害時における支援体制の強化を図ります。 エ. ・多言語による地震対策用パンフレットを窓口で配布しています。 ・大規模地震等の発災時に、災害多言語支援センターを設置し、外国人市民を言語面で支援するとともに、円滑な情報提供が行える体制を構築します。
市区町村	大阪府 吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 地域における防災訓練への参画啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の主催する防災訓練の企画、立案への参画 ・多言語支援センターの設置 ・一般及び外国人市民向けの周知 ・起震車、仮設トイレ、非常食の体験 ・多言語支援センター設置運営訓練の実施 ・多言語情報伝達訓練・地図を頼りに近くの避難場所への移動体験 ・支援者による外国人避難者へのヒアリング <p>ウ. 外国人市民の消防団への入団促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域、事業所を管轄する消防団への入団を斡旋 ・外国人市民に消防団への加入を打診 ・加入消防団への研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援） <p>オ. 災害時の外国人支援マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時外国人支援マニュアル（原稿）作成 ・日本人向け、被災外国人への留意点を示したガイドブックの作成、配布 ・外国人市民の母国語で翻訳 ・多言語支援センターの設置・運営訓練 ・ピクトグラム作成、公的機関、公共機関、避難場所への設置
市区町村	熊本県 八代市	<p>ア. 災害時の外国人市民に対する支援</p> <p>外国人市民の生命と財産を守るため、災害対策に関する情報提供や防災訓練への参加促進、災害発生時のマニュアルの作成、避難所案内表示やハザードマップの多言語化などを行うとともに、災害発生時の支援体制の構築のため、地域の自主防災組織やボランティアとの連携強化を図ります。</p>

[Blank Page]

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

総務省プランの記述

ア. より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

- 近時は法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い相談体制を整備すること。

イ. 留学生支援

- 留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点からの留学生支援を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. グローバル人材埼玉ネットワークの運営 イ. 外国人留学生の支援
都道府県	富山県	ア. ・技能実習生の技能習得の向上・在留期間延長の支援 ・ 技能実習生に対する生活支援 ・技能実習制度の適正利用の促進
都道府県	静岡県	イ. 日本留学の新たなニーズが見込まれる地域への情報発信を強化していくとともに、県内企業や各種団体の意見も伺いながら、県内大学と連携を図り、留学生の受入れ促進に取り組みます。また、 ふじのくに地域・大学コンソーシアム* を中心に 生活相談、交流支援、就職支援事業等の各種支援事業を実施し、引き続き海外から留学しやすい環境の整備に努めます。
政令指定都市	千葉県 千葉市	なし
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. グローバル人材の育成・支援 イ. ・国際留学生会館の運営 ・なごや留学生フレンドシップ事業 ・市立大学における留学生の受入・支援
政令指定都市	岡山県 岡山市	なし
市区町村	埼玉県 川口市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラルフード、ベジタリアン、コーシャー等の宗教や習俗等の違いから生じる課題に対し、安全・安心の確保に向けた取組を強化します。 ・港区国際交流協会のホームページにハラル認証を受けた飲食店等の情報を掲載し、毎日の食生活が安心して送れるよう配慮します。 ・ハラルフードと同様の情報についても、外国人の生活実態を把握した上で、順次展開を拡大します。 ・外国人旅行者の不安、情報不足によるトラブルを解消し、港区での快適な滞在と体験を提供するため、日本（港区）独自のマナー、習慣、文化等を紹介した多言語併記の「港区観光&マナーブック」を配布します。
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民による情報発信事業 ・JICAボランティア派遣者との多文化共生に係る交流 ・外国人の能力を活用した人材活用の取組み
市区町村	岐阜県美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	なし
市区町村	大阪府吹田市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑥ その他

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>ア. 専門性のある学校の誘致等の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業会、商工会、福祉施設、医療施設等が、抱える課題や必要性を把握するための基礎調査分析 他の自治体での実績また、類似した事例を調査・研究し、何が必要か、何をすべきかを検討 (上記に基づいた協議を行政、企業、その他関係機関、組織と行い出来る事出来ない事また、それぞれの役割を整理し、実施検討を協議) <p>イ. 外国からの留学生受入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校生徒への多文化共生の啓発を促進し、より国際的な感覚を持つ人材育成 受け入れる外国人留学生の出身国その地域との交流を図り恒久的な人材交流 受け入れる外国人留学生の里親制度づくりで、地域の国際化を促進するとともに留学生の回帰（再び本市に戻ってきてもらう）体制づくり 外国人留学生の高等学校卒業後における進路指導を支援することで、企業、大学、専門学校との連携強化
市区町村	熊本県 八代市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

総務省プランの記述

ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発

- 日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

- 学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

- 外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>ア. 多文化共生シンポジウムの開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営、市町村職員等研修会の開催、啓発ツールの作成、職員連絡会議の開催等</p> <p>ウ. 国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援、情報発信（広報誌、HP・SNS等）等</p>
都道府県	埼玉県	<p>ア. ・外国語指導助手などの招致 ・多文化共生の推進に貢献した人に対し「埼玉グローバル賞」の表彰 ・ハイトスピーチ対策 ・外国人住民意識調査の実施</p> <p>イ. 国際交流プラザの充実</p> <p>ウ. 東京2020オリンピック・パラリンピック文化プログラムを通じた多文化理解</p>
都道府県	富山県	<p>ア. ・多文化共生について県民に広く普及啓発するためのシンポジウムの開催 ・多文化共生に関する出前講座（地域、企業などに県職員を派遣） ・県民と国際交流員との交流促進</p> <p>ウ. ・国際理解講座や国際交流イベントの開催 ・外国語の絵本読み聞かせ親子の会の開催 ・アセアンについての理解を深める講座の開催 ・とやま国際塾の開催（高校生を対象とした異文化体験、多文化理解講座）</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	ア. ・様々な分野で活動している団体等と協働したイベントの開催を通じて、多文化共生意識の普及に努めます。 ・国際交流員による出前講座を生涯学習センターなどにおいても開催し、幅広い年齢層の人に多文化共生意識の普及を図ります。 ・県民の国際理解や異文化理解の促進を図るために、外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業への参加を促進します。 ・県内で活躍する外国人県民をホームページで紹介する等の取組を促進することにより、外国人県民に対し、親しみを感じる日本人県民を増やしていきます。 ・多言語対応など、先進のユニバーサルデザイン製品や取組などに関する情報発信を行うとともに、思いやり、おもてなし事例の紹介や出前講座の実施等を通じて、県民への啓発や意識向上を図ります。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 多文化紹介や外国人と日本人の交流会、各種相談、情報発信 イ. 本市の国際交流や多文化共生社会推進の拠点である千葉市国際交流プラザは、千葉市国際交流協会による外国人市民のための生活相談や、日本語学習支援、国際交流ボランティアの登録コーディネート及び研修、国際交流イベント開催の場として、また、市内国際交流・国際協力団体の活動拠点として幅広く活用されています。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. ・多文化共生推進月間の制定 ・ 広報なごや、名古屋国際センター広報誌「ニック・ニュース」、 「子ども版ニック・ニュース」などによる広報及びその他啓発事業 ・図書館における情報提供 ・人権セミナー、多文化共生に関する講義等の実施 ・ ヘイトスピーチ解消に向けた取り組み ウ. ・名古屋国際センターの運営 ・外国人との共生と交流のまちづくり事業 ・留学生の区民まつりへの参加 ・外国人研究者・留学生と地域との交流

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	ア. ・人権啓発冊子を配るとともにフォーラムや講座などを開いて人権に関する学習機会を提供する ・常に人権尊重を意識した市民サービスの提供を進める ウ. 文化共生や国際理解、国際協力に関するイベントや講座を開く
市区町村	埼玉県 川口市	ア. 国際理解講座（国際交流員・外国人相談員を地域に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進） イ. ・ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置（日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援） ウ. ・地域住民との交流会（川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう町会・自治会による日本人住民と外国人住民の交流会の開催を支援） ・川口市外国人による日本語スピーチコンテスト
市区町村	東京都 港区	ア. 地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及 イ. 外国人と日本人による協働のコミュニティの構築 ウ. ・国際性豊かなスポーツイベントの実施 ・外国人のニーズに対応した事業の展開 ・AZABUWORLDFFESTA
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	ア. 外国人市民の地域活動への参加を推進します。 ウ. ・外国人市民と日本人市民の交流する機会を提供します。 ・すべての市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動を支援します。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. ・地域における人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【重点施策】多文化理解啓発事業（広報事業） ・地区公民館で異文化理解講座の開設（地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。） ・各町内会・市内事業所等における人権啓発 <p>イ. 人権擁護推進事業（外国人の母国語による人権相談（職場・日常生活上・SNSでのトラブル等）の窓口を周知し、外国人の人権擁護を推進する。）</p> <p>ウ. ・【重点施策】（仮称）市民センターに入居する各種市民団体との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【重点施策】スポーツ大会などのイベント開催による交流促進 ・認定こども園・保育園での多文化理解のための行事開催 ・「食」をテーマにした交流イベントの開催
市区町村	愛知県 知立市	<p>ア. ・パンフレット・ポスターを庁内及び、各施設に設置し人権問題に関する知識と理解を深め、人権意識の高揚に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」中に行う街頭啓発をとおし、外国人を含む人権啓発に努めます。 <p>イ. 多文化共生センターの運営</p> <p>ウ. 語学講座・料理教室等の開催、ゆかたパーティ等日本文化体験会の開催により、相互理解を図ります</p>
市区町村	大阪府 吹田市	<p>ア. 市民の人権意識の普及高揚を図り、共に生きることができる社会を目指すことを目的に活動する団体に対し補助金を交付しています。</p> <p>ウ. ・外国と日本の青少年が、互いの文化や価値観に対する理解を深める機会となるイベントを開催しています。図書館では小学生等と保護者を対象に大学生ボランティアグループによる英語絵本の読み聞かせや英語による遊びの時間を提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人市民と外国籍市民等が互いの人権や平和の大切さを啓発するイベントとして人権フェスティバルなどを開催しています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. ①地域文化交流 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域の伝統文化を継承する組織に協力依頼し、外国人市民には継承組織への加入を啓発 ・伝統芸能の研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援） ②外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が居住する地域振興会、PTA組織に協力依頼 ・外国人市民に組織への加入を要請 ・活動する外国人へのフォロー ・情報共有しニーズ・課題などの検証、コーディネーターによる活性化企画
市区町村	熊本県 八代市	ア. ・国際化に関する知識、情報の積極的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解のための講座や 交流イベントの開催 ・国際交流ボランティア登録制度の充実と活用 ウ. ・地域における外国人市民との交流機会の創出

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

総務省プランの記述

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

- 外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

- 審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画

- 地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

- 外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	なし
都道府県	埼玉県	ア. キーパーソンを活用した地域づくり イ. 多言語による「知事への提言」の実施 エ. 多文化共生の推進に貢献した人に対し「埼玉グローバル賞」の表彰
都道府県	富山県	ア. 外国人支援団体等の育成・ネットワーク化 ・ 地域社会と企業のつなぎ役となる人材の設置 エ. 多文化共生の推進に貢献のあった個人や団体に対する顕彰の実施
都道府県	静岡県	ア. 母語と日本語を十分話すことができる外国人県民に対し、外国語ボランティアや医療通訳者等、日本語能力が十分でない外国人県民を支援する人材としての活躍を促進します イ. 県や市町の各種審議会や委員会等への外国人県民の参加促進 を図るため、行政内での機運醸成に努めるとともに、外国人県民への広報啓発を推進し、外国人県民の声を行政に反映させるための仕組みづくりを推進します。 ウ. 外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、NPOや自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、 日本人県民と外国人県民が共に活動する先進事例の情報発信 を行います。 ・外国青年招致事業の情報提供をはじめ、来日直後のオリエンテーション、巡回指導、研修等を実施することにより、小中学校・高校の外国語教育や行政の国際交流活動に従事する外国青年の市町等における招致を支援します。
政令指定都市	千葉県 千葉市	ア. 国際交流ボランティアの中心となるリーダーの発掘・育成を推進します。 ウ. 外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。
政令指定都市	愛知県 名古屋市	ア. 多文化共生を進める団体交流会 イ. 外国人市民懇談会 ウ. 多文化共生推進モデル事業 ・ 外国人市民への町内会・自治会のしくみ啓発事業

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令指定都市	岡山県 岡山市	<p>ア. ・岡山市国際交流協議会と連携して通訳や相互理解のサポートなどを行う多文化共生コーディネーターを育成する ・通訳・翻訳などのボランティア登録制度を拡充し、より幅広い分野での外国人支援に活用する ・外国人ボランティアの登録者を増やし、外国人による外国人支援のためのボランティア活動を推進する</p> <p>イ. 審議会や委員会などへ外国人市民の参加を進める</p> <p>ウ. 町内会、PTA、公民館などの活動情報を多言語化し提供するとともに、岡山市で行われるイベントのスタッフやボランティア活動への外国人材の活用を推進するため、外国人市民の参加を呼びかけ地域社会への参加を進める</p>
市区町村	埼玉県 川口市	なし
市区町村	東京都 港区	<p>イ. 外国人の意見、要望等の把握 ・外国人の要望や意見を的確に把握するための方法を検討します。 ・港区民世論調査（2年ごと）、港区在住外国人意識調査（3年ごと）、各地区住民意識調査（3年ごと）等、区が実施する調査の対象に外国人を含め、多言語で調査票を作成します。 ・外国人向け多言語メールマガジン「Minato Information Mail（ミナトインフォメーションメール、愛称『MIM・ミム』）」によるアンケート調査を各年度2回程度実施します。</p> <p>ウ. ・港区伝統文化紹介事業 ・赤坂・青山地域国際化プロジェクト</p>
市区町村	福井県 越前市	<p>ア. 町内会や自治振興会等への外国人参画を通じたキーパーソンの発掘及び育成</p> <p>イ. 外国人市民対象地域ミーティングの開催（外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する）</p> <p>ウ. ・外国人の町内会への加入促進 ・国際交流推進事業（例：越前市サマーフェスティバルのふるさと踊りへの参加や、食文化交流会） ・地域自治振興事業の特別事業における外国人加算枠の設置</p>

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

② 外国人住民の自立と社会参画

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県 知立市	イ. 外国人市民も地域の支え手として活躍できるよう、地域の課題や解決策を話し合う「昭和未来会議」を開催し、外国人も含めた地域住民間士の意見交換や協働の取り組みを促進します。 ウ. 町内会や自治会の活動を広報 、ホームページ、ちらしで周知し、地域社会への参画促進を図ります。
市区町村	大阪府 吹田市	なし
市区町村	広島県 安芸高田市	ウ. 地域文化交流による地域の活性化 1) 外国人が居住する地域の伝統文化を継承する組織に協力依頼 2) 外国人市民に継承組織への加入を啓発 3) 伝統芸能の研修、実践活動の補助（通訳などのボランティア支援）
市区町村	熊本県 八代市	なし

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

③ その他

総務省プランの記述

- (なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> • 多様性あるまちづくりの魅力の発信事業(多文化共生サミット) 多文化共生を先進的に取組む安芸高田市の魅力を全国的にアピールすることを目的として、外国人散住都市の市長に呼びかけを行い「多文化共生サミット」を開催します。それにより全国各地の外国人散住都市とネットワークを構築し、情報交換や問題の共有化など連携を図ります。



NTT DATA

Trusted Global Innovator